

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 1 0 日

令和7年第1回座間味村議会定例会会議録				
招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 1 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和7年3月10日 午前10時00分 議長宣言		
	散 会	令和7年3月10日 午後4時01分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉之介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	又 吉 文 江
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	宮 平 壮一郎
	教 育 長	垣 花 健	教 育 課 長	糸 嶺 直 生
	総 務 課 長	松 田 力	産業振興課参事	中 村 悟
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	産業振興課長	宮 平 明		
	船舶・観光課長	仲宗根 寛		

令和7年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和7年3月10日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針
6		一般質問
7		提出議案の説明（議案第1号～議案第15号まで）
8	議案第1号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第6号））
9	議案第2号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
10	議案第3号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第5号））
11	議案第4号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第4号））
12	議案第5号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第7号））

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和7年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 又吉文江議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月12日までの3日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月12日までの3日に決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

令和6年12月12日～令和7年3月9日

12月25日	例月出納検査（26日まで）
1月 9日	定例総会（南部地区市町村議会議長会）
〃	第40回南部振興会表彰式（一般財団法人南部振興会）
1月12日	座間味村はたちのつどい（式典）
1月15日	ホエールウォッチング・フェスタ2025オープニングセレモニー
1月27日	例月出納検査（28日まで）
2月 3日	定例会（南部離島町村議長連絡協議会）
2月 7日	令和6年度南部地区市町村議会事務局職員研究会第2回研修会（八重瀬町）
2月12日	南部広域市町村圏事務組合議会定例会
〃	議会運営委員会・全員協議会（沖縄県介護保険広域連合議会）
2月13日	定例会（沖縄県介護保険広域連合議会）
2月16日	座間味村産業まつり
2月19日	第54回定期総会（沖縄県町村議会議長会）
2月20日	第16回定期総会・研修会（沖縄県離島振興市町村議会議長会）
2月21日	町村議会議員・事務局職員研修会（沖縄県町村議会議長会）
2月27日	例月出納検査（28日まで）
3月 3日	全員協議会
3月10日	令和7年第1回座間味村議会定例会（3月定例会）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。改めまして本日から3日間、よろしくお願いいたします。

令和7年第1回座間味村議会3月定例会、行政報告でございます。

令和6年第4回座間味村議会定例会、これは令和6年12月12日に開会しておりますが、以降の主な事項について行政報告いたしますが、お手元にお配りした内容でございますので、御一読いただければと思います。以上でございます。

行 政 報 告

令和7年3月10日

令和6年第4回座間味村議会定例会（令和6年12月12日）以降の主な事項について、行政報告をいたします。

令和 6年12月12日	沖縄県南部土木事務所長面談
〃	沖縄県離島海運振興株式会社株主総会
12月13日	内閣府沖縄振興局参事官面談
〃	全国離島振興協議会
12月14日	元CIR職員面談
12月16日	観光大使面談
〃	QAB琉球朝日放送面談
12月20日	学校給食無償化支援事業市町村長説明会
〃	みらい沖縄社長面談
〃	とまりん発券共同運営に係る会議
〃	エンカレッジ面談
12月23日	WWF 協賛依頼
〃	瀬戸内クラフト面談
12月26日	みらい沖縄社長面談
〃	沖縄県市町村共済組合業務運営研究委員会
令和 7年 1月 2日	船舶初興し
1月 8日	座間味村消防出発式
1月 9日	南部地区関係団体合同新年会・表彰祝賀会
1月10日	沖縄県南部市町村会理事会、総会
〃	南部振興会理事会
〃	沖縄担当大臣との懇親会
1月12日	座間味村二十歳の集い
1月14日	座間味村観光協会意見交換会
1月15日	WWF オープニングセレモニー
〃	日本セーリング協会面談
〃	環境省との意見交換会
1月16日	エクセル航空面談
〃	元内閣府現総務省職員面談
1月20日	阿嘉区行政懇談会

1月20日	エンカレッジ面談
〃	沖縄県企画部長面談
1月22日	沖縄県保健師等人材確保推進委員会
1月23日	婦恋村交流事業国会見学同行
〃	都道府県町村会正副会長会
〃	沖縄県町村会正副会長会
1月28日	沖縄県振興拡大会議
〃	市町村協議会
1月29日	N T T ドコモ面談
2月 3日	南部離島町村長議長連絡協議会定例会
2月 6日	沖縄県町村会理事会
〃	沖縄県市町村職員互助会理事会
〃	沖縄県過疎対策協議会理事会
〃	沖縄県離島振興協議会理事会
2月 7日	日本セーリング連盟コーチ面談
2月10日	那覇市長表敬訪問
2月14日	沖縄県保健医療部長面談
2月17日	沖縄県離島振興協議会総会
2月18日	沖縄県町村会「地域おこし功労」表彰式
〃	沖縄県町村会定期総会
〃	令和7年度情報通信政策説明会
〃	沖縄県土地開発公社理事会
〃	沖縄県国民健康保険連合会通常総会
2月19日	沖縄県自治管理組合役員県外視察
2月25日	座間味小学校税に関する絵葉書コンクール表彰
2月27日	沖縄県市町村共済組合 理事会、組合会
2月28日	沖縄県総合事務組合定例会
〃	企業版ふるさと納税寄付金贈呈式、意見交換会
3月 5日	沖縄県離島振興協議会会議
3月 8日	阿嘉小中学校卒業式挨拶

○ 議長（宮平喜文）

これで行政報告を終わります。

日程第5．施政方針を行います。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では長くなりますが、よろしく願いいたします。

令和7年度施政方針

1 はじめに

本日、令和7年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、令和7年度の予算をはじめとする諸議案など、村政運営に対する私の基本的な考え方について申し述べる機会を賜り、お礼を申し上げます。

平成21年6月に村民の皆様を負託を受け村長に就任して以来、今年の5月末に4期16年の任期が満了を迎えます。これまでの村政運営への御理解・御協力に対し、村民の皆様には改めて感謝申し上げますとともに、引き続き村政の発展のために取り組んで参る所存です。

昨年は5月の新造船・村内航路みつしまの事故による長期運休や9月の高速船クイーンざまみ緊急メンテナンスによる運休、10月の右舷の舵脱落に伴う運休により、村民の皆様をはじめ観光客の皆様、各関係者の皆様にご心配とご不便をお掛けしました事を改めてお詫び申し上げます。船舶・観光課を中心に職員一丸となって再発防止に取り組むとともに、安全運航に努めて参りますので、引き続き議員各位をはじめ皆様方のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は村長に就任以来、行財政改革をはじめ、子育て支援や住民福祉の向上、観光を中心とする産業の振興等による定住促進を村政の柱に議員の皆様のご協力のもと取り組んで参りました。

令和2年国勢調査結果では人口892人と平成22年の国勢調査結果と比較して27人の人口増となり、微増ではありますが各種施策の展開により一定の成果が上がってきたものと認識しています。

令和7年度においても、村政運営の基本となる「座間味村第五次総合計画」や5ヶ年計画の最終年度となる「第2期座間味村人口ビジョン・総合戦略」等の各種計画に基づき、各種施策に積極的に取り組み、様々な行政課題の解決に向け、職員と共に村政発展に努めて参ります。

「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

本村は島ちゃびの解消による「定住促進」、観光産業を中心とした「産業の活性化」、そして「行財政改革」を村政運営の柱としております。

定住促進においては沖縄振興特別推進交付金事業（一括交付金事業）や沖縄離島活性化推進事業費補助金等を活用した多用途住宅や定住促進住宅、沖縄振興特定事業推進費を活用した官民連携住宅の整備により一定の成果を見せております。今後も住民のニーズや人口の動向も注視しながら住宅整備を検討しつつ、観光振興や農水産業の基盤を整えることで就労の機会を増やすことに加えて、令和7年度より開始される沖縄離島活性化事業子育て支援事業等を活用し、子育て世帯支援の更なる充実・住民福祉の向上に取り組むことで定住促進につなげて参ります。

産業の活性化に関しましては、コロナ禍の経験を教訓に観光産業の振興と併せて一次産業・二次産業の芽出しが急務であるとの認識のもと、国や県と連携し、切れ目のない各種施策を引き続き展開して参ります。

一次産業の活性化は、リーディング産業である観光産業と融合することにより新たな産業を形成し活性化するとの基本的な考え方のもと、農業や水産業の基盤整備にも注力して参ります。

観光産業に関する取組については、DMOの認定を受けた座間味村観光協会や環境省と連携しながら国立公園にふさわしい施設整備や観光客の受け入れ体制の構築を進めて行く一方、景観計画条例や観光振興計画に基づき、各種施策に取り組むことで持続可能な観光地「座間味村」の実現に努めて参ります。

各種施策の推進にあたっては、既存の補助事業の活用と併せて沖縄振興予算を活用し、座間味村の一層の発展につながる施策展開を図って参ります。

国においてはデジタル手続法が施行され、行政手続の原則オンライン化が順次進められており、デジタル化の動きは急加速しております。

本村においても、「自治体DX推進計画」を策定し、情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、自治体の行政手続きのオンライン化などを推進するとともに、村ホームページの刷新や公式LINE等による情報発信強化を通して、住民サービスの向上や産業の振興を図り、持続可能な自治体運営が行えるよう取り組んで参ります。

また、小規模離島であるがゆえの条件不利性に加えて、近年の全国的なエネルギー価格や食料品価格等の物価高騰により影響を受ける方々への支援について、国、県等の方針を踏まえながら取り組んで参ります。

令和7年度も引き続き住民の安心安全は基より、教育環境の充実や産業の振興にも積極的に取り組むとともに、観光客の皆様を安心して迎え入れられる体制づくりに全力で対応して参ります。

以上の基本姿勢に基づき調整した令和7年度当初予算は、特別会計及び企業会計を含め予算規模が非常に大きくなっており、令和7年度予算においてもその財源の確保に苦慮する厳しい予算編成となりました。年度途中においても全ての経費について徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化により行財政運営の改善に努めて参ります。

また、新たな財源となる法定外税については、早期導入に向け引き続き検討を進めて参ります。

あわせて、本村の懸案事項である阿嘉島への駐在所の設置や港湾整備等についても引き続き国や県に要請して参ります。

2 「主要施策の概要」について申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

定住促進とあわせて安定的な人口の増加は行政サービスの維持や学校運営等にとって重要な要素であります。

沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）をはじめとする沖縄振興予算につきましては、令和4年に沖縄振興特別措置法等の一部が改正され、令和4年度以降についても10年間継続することが決定されました。引き続き沖縄振興予算を活用して島ちゃびの解消等につながる各種事業を継続して実施し、村民の更なる生活環境の充実を図るとともに、本村を訪れる観光客の増加ならびに満足度向上に向けた事業等に積極的に取り組んで参ります。

行政運営においては行政職員の人材育成は進んできたものの、近年、新たな職員の採用が非常に厳しい状況を迎えていることから、令和4年度から参画している「沖縄県離島町村職員採用共同試験」を引き続き活用するとともに、包括連携協定を結んでいるおきなわフィナンシャルグループをはじめ、民間企業からの外部登用による人材確保や指定管理等によるアウトソーシングを図りながら職員の働き方改革、スキルアップ研修などを実施し、魅力ある職場づくりに努めるとともに複雑化する住民サービスに対しきめ細やかに対応できるように努めて参ります。

阿嘉・慶留間出張所におきましては安定的な職員配置や、WEBを活用した電子申請の拡充等により、各島へのニーズに応じたサービスの強化に取り組んで参ります。

また、歳入の面では村の財源の要となる税等の徴収率向上に努めます。更にポータルサイトの活用や新規返礼品の開発によるふるさと納税受け入れ体制の充実、美ら島税の税額の見直しの検討及び法定外普通税の導入に向けた取り組みを進めていくとともに、財政調整基金の計画的な運用など、新たな財源の確保に努めて参ります。

公営企業におきましては、令和3年度より準備を進めて参りました地方公営企業法の適用を令和6年4月1日より行いこれまでの「単式簿記」の官庁会計から「複式簿記」の企業会計へ移行しました。地方公営企業法の適用により、経営状況を把握することで経営基盤の強化に努めて参ります。

更に、令和5年度に策定いたしました中長期財政計画に基づき財政運営を行うことで、持続可能な座間味村の発展と誰一人取り残さない社会づくりの実現に取り組んでまいります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

福祉サービスにつきましては、「高齢者保健福祉計画」・「障害者福祉計画」に基づき、高齢者や障害者への福祉施策をわかりやすく皆さまにお伝えするとともに、きめ細かな福祉サービスが提供できるよう、各種計画を着実に推進して参ります。

高齢者支援につきましては、令和7年度もいこいの広場や理学療法士によるリハビリテーション活動等の支援事業を実施して参ります。高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

本村における障害者・障害児支援につきましては、『「すべての村民が安心して暮らせる「地域共生社会の実現」、「自分らしさを大切にできる社会」、「誰ひとり取り残さない村づくり」』を基本理念とし、障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく生活できる環境の整備に努めてまいります。

令和7年度においても、重度心身障害者の方々に対する医療費助成を継続するとともに、専門的な治療や福祉サービスを受けるために島外へ通院する必要がある方に対し、国の方針や社会情勢の変化を踏まえつつ、地域の実情に沿った、船舶運賃や宿泊費の一部を助成する事業等を引き続き実施いたします。また、心身に支障があっても地域の一員としてより充実した生活を送れるよう、福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、就労支援や社会参加の促進に向けた取り組みを強化して参ります。

令和7年度も村社会福祉協議会や各診療所、座間味偕生園及びサテライト阿嘉偕生園と連携を図りながら、より質の高い幅広い福祉サービスを提供できるよう、福祉施策の充実・拡充に引き続き取り組んで参ります。

子育て支援につきましては、令和7年度より「子育て世代包括支援センター」から「子ども家庭センター」へと名称を変更し、母子保健に加えて児童福祉の支援を一体的に提供してまいります。子育て世帯同士の情報交換の場の提供を始めとした、きめ細やかなサービスに努めるとともに、家庭支援のさらなる充実を図ります。

また、「第3期座間味村子ども・子育て支援事業計画」のもと、「子どもが輝き、地域が元気づく座間味村」の実現を目指し、安心して子育てができる環境づくりを進めて参ります。子育て支援の一環として、乳児期における各種電子申請サービスを強化し、窓口に出向くことなく受付が可能となることで保護者の負担軽減を図ります。また、3歳児健診において屈折検査機器を導入し、視力障害の早期発見に繋げることで、子どもの健康を守る体制を整えて参ります。その他、産後ケア事業の拡大やこどもの居場所づくりの設置に向けて取り組んで参ります。

妊娠・出産・子育て支援の充実を図るため、すでに県外自治体で構築され運用されている産婦人科・小児科の医師等によるオンライン相談・診療の導入を検討して参ります。

さらに、新たに高校生への医療費助成を行うことで保護者の経済的負担の軽減を図ります。

保育事業については、阿嘉島における保育施設の必要性を踏まえ、設置に向け議論を深めてまいります。また、村内の民間保育所と引き続き連携し、新たな子育て世帯の支援体制を強化してまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療につきましては、「村民の健康づくり」のため、医療・保健・福祉の連携強化を図り、特定健診並びに各種がん検診の受診率の向上に努め生活習慣病予防対策に取り組むとともに、その他、感染症の予防接種につきましても医療機関と連携し、国・県の追加接種計画に基づき接種率の向上に努めて参ります。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種については、令和6年度から高齢者等が年1回の定期予防接種となりましたが、引き続き国・県の動向を注視し感染症対策について必要な情報提供をとあわせて適切な接種が行えるよう取り組んで参ります。

带状疱疹ワクチンは令和7年度より65歳以上の高齢者を対象に定期接種となりますが、50歳を境に発症率が急激に上昇することから、本村では引き続き50歳以上を対象にした带状疱疹予防接種費用助成事業を継続して実施します。これにより带状疱疹の発症に加え、带状疱疹後神経痛等の合併症を予防することが期待できます。さらに、対象者の経済的な負担軽減を図ります。

国民健康保険事業につきましては、財政運営の主体は沖縄県になりますが今後も県と連携しながら制度の円滑な運営が行えるよう適切に対応して参ります。

特に、令和6年12月から健康保険証が廃止となり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が始まりました。マイナ保険証を使用することにより、多重多剤の抑制、窓口で申請をしなくても診療機関で限度額が確認できるなど利便性の向上にもつながることから保険証の積極的な登録を進めて参ります。

また、国民健康保険医療給付については、医療費負担が年々増加の一途をたどっていることから、医療費の抑制を図るため「第3期座間味村国民健康保険データヘルス計画」に基づく、生活習慣病予防対策及び特定保健指導、特に脳心血管疾患・糖尿病等の重症化予防の強化とともに健康寿命を伸ばすための取り組みを実施し、事業の適正化・健全化を図って参ります。

後期高齢者医療事業につきましても、高齢者の保険医療と介護予防の一体的実施を各関係機関と取り組み、医療被保険者の健康づくりの支援を行い、医療費の適正化と収納率の向上により財政の健全化に努めて参ります。

特に高齢者の健康寿命を延伸する3つの柱「運動・食生活・社会参加」を軸に事業に取り組んで参ります。

また、村社会福祉協議会建屋の老朽化や要望の多い歯科診療に対応するため複合施設の整備を検討して参ります。この複合施設には給食・配食に関する施設の整備も検討対象としております。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

観光産業については平成26年度の国立公園指定以降順調に伸びていましたが、観光入域客数は新型コロナウイルス感染症の影響により急激に減少し、これまでにない大きな影響を受けましたが、令和6年の観光入域客数は10万4千人を上回りコロナ禍以前に回復しております。

既存のイベントについては、地域の魅力あふれる伝統的な文化等を活かした各種イベントを主催団体と連携して開催致します。その他にも、令和4年度に冬季の閑散期の誘客をテーマに作成したPR動画を各SNSや動画広告等にて国内外に向けて配信を行い、新規観光客やリピーターの誘客を促すとともに、クルーズ船やインバウンドの誘致等、村観光協会を軸に各種団体との連携を密にしながら、より活気ある観光の実現に向けて各種施策を実施して参ります。

また、村商工会とも連携し、観光客の満足度の向上につながる特産品開発への助成等、座間味村の新たな魅力の掘り起こしに取り組んで参ります。

本村のリーディング産業である「観光産業」を、これからも推進することは、村全体の活性化につながり関係人口の増加や定住者の促進が図られ、今後座間味村で観光産業以外の事業の発展を期待できるきっかけ

づくりになると考えております。

農業につきましては、令和6年度に現在の耕作者、これからの担い手、農地の所有者及び地域住民も交話し合いの場を設け、地域計画の策定を行いました。策定した地域計画を活用しながら村農業委員会と連携して農業振興に取り組むとともに本村の大きな課題となっております相続未登記農地及び遊休農地の解消に向け、協力体制を整えて参ります。

令和6年度から引き続き、新規就農への支援活動や積極的なアドバイス、営農計画の策定など、農業の振興に向けた仕組み作りを確立し農業の振興を図って参ります。

外来イノシシについては、令和6年度に引き続き、沖縄県の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用しながら本村の「有害鳥獣対策事業」を推進することで農作物被害対策を行うなど、沖縄県と連携し村内からの根絶を目標として事業を進めて参ります。

水産業におきましては、座間味村漁業協同組合と連携し、漁獲物の付加価値向上を図り、ブランド化と安定した需要確保の観点から、ふるさと納税の返礼品としての活用も視野に入れ、特産品開発支援や漁業用餌等の貨物運賃補助、水産物の県外出荷に要する輸送費の一部に対し補助を引き続き行うことで更なる水産業の振興を図って参ります。

阿嘉島のサンゴ種苗生産センターにつきましては、阿嘉区、慶留間区の皆様の意向を踏まえつつ、新たな産業の創出に向け取り組んで参ります。

これらの施策展開により、村民へ新鮮な農水産物の安定供給ができる仕組みを構築し、第一次産業の魅力向上と農水産業全体の活性化につなげていく所存です。

林業につきましては、令和7年度も引き続き造林事業による除伐、施肥下草刈を行い適正な森林の保全を図って参ります。

畜産業につきましては、現在、子牛の出荷にかかる運賃の、助成等を行っておりますが、新たに、畜産業を活発にするための施策について生産者の意見も踏まえ検討して参ります。

第5に、「施設やインフラ整備について」申し上げます。

これまで船舶利用者から要望の多かった座間味港の係留箇所及びゲストバース整備に向けて住民の合意形成を図り、事業化に向けて沖縄県と調整を進めて参ります。

また、港湾整備に関しましては安心・安全な利活用ができるよう満潮時に冠水となる座間味港の歩道の修繕と併せて、車道と歩道の整備を早急に対応してもらえるよう沖縄県南部土木事務所に引き続き要望をして参ります。

阿嘉漁港整備につきましては、令和3年度より航路及び港口の拡幅、また、港内静穏度を確保し定期船の就航率の向上を図るため沖縄県事業において整備をしてまいりました。

また、新港の船揚スロープや、浮桟橋の屋根改修に関しても県南部農林土木事務所に引き続き要望してまいります。

令和6年度より幹線道路及び主要施設を経由する無電柱化の事業化につきましては村道座間味阿佐線の設計業務から着手しており、引き続き無電柱化推進計画に沿って着実に進めて参ります。

道路整備につきましては、道路管理の基礎となります道路台帳の電子化を令和7年度から2年かけて整備をし、効率的な未買収用地の整理や、電子化された図面を基に村道後原線舗装改修の検討をおこなって参ります。

また、令和6年度に座間味阿真線の落石対策の予備設計を実施した設計内容を踏まえ、落石箇所対策及び歩行者の安全や観光資源としての活用を考慮した海側への歩道移設をより具体的に進めてまいります。

集落内の道路につきましては、カーブミラーの設置や街灯の修繕等、多くの要望がありますが、財政状況を勘案し、優先度の高いものから補修工事を実施して参ります。

河川の管理につきましては、近年、頻発する大雨の増加、台風の大型化による集中豪雨が懸念されることから、住民の安心安全な生活を確保するために沖縄県に対して2級河川内川上流部の整備の要請を行っていましたが、令和6年度から一部改修設計に着手しており、令和7年度においては暫定改修を行うことになっております。全体的な整備についても引き続き要請して参ります。

第6に、「住宅環境整備について」申し上げます。

住宅環境の整備につきましては、公営住宅をはじめ、定住促進住宅や官民連携住宅を整備したことで、一定の成果を収めております。今後もニーズを踏まえ、定住促進につながる、住宅環境の改善に努めて参ります。

公営住宅につきましては、老朽化に伴う修繕に多額の費用を要しており、計画的に修繕を行うことで、より快適な住居空間の確保に引き続き努めてまいります。

第7に、「廃棄物及び環境への取組について」申し上げます。

廃棄物処理につきましては、令和5年2月に完成し運用を開始している資源化施設のリサイクルセンターが、将来にわたって効率的に資源ごみを資源化でき、循環型社会に寄与する施設として稼働しております。

可燃ごみにつきましては、引き続き那覇市・南風原町環境施設組合の協力のもと委託処理を行います。令和5年度からは、一部の不燃ごみについても委託処理が可能となりました。さらに処理業務の改善に努め、島内にゴミを貯めない仕組みを構築してまいります。

また、毎年実施している海岸漂着物対策事業につきましては、令和7年度も継続実施し住民及び子どもたちへの「普及啓発・環境教育」も引き続き実施して参ります。

地球温暖化は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、最も重要な環境問題の一つとされております。

本村においても、地球温暖化対策実行計画を令和7年度に策定することで省エネルギー・省資源などGX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

第8に、「簡易水道事業について」申し上げます。

水道事業については、沖縄県企業局を主とした水道広域化事業において阿嘉・慶留間島で海水淡水化施設が令和3年3月末から運用を開始しており、これまで以上に安心安全で安定した水道供給ができるようになりました。

座間味島においては、令和7年4月より暫定運用として海水淡水化施設を活用した企業局による水道用水の供給を開始する予定となっております。完全運用開始は令和7年9月予定となっているため、早期完全広域化に向けて沖縄県企業局に対し協力をして参ります。

管路の布設替えについては、令和7年度は、阿佐地区の未完了箇所及び阿真地区の更新工事を行います。また、令和6年4月1日よりこれまでの「単式簿記」の官庁会計から「複式簿記」の企業会計へ移行いたしました。地方公営企業法の適用により、経営状況を把握することでこれまで以上に経営基盤・採算性の強化に努め将来にわたって持続可能な事業の構築を目指して参ります。

簡易水道事業経営安定化の財源となる水道料金現年分、過年度未収金分の徴収についても引き続き強化を図って参ります。

第9に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道事業においてはストックマネジメント計画の取り組みを令和元年度より実施しております。令和5年度より、ストックマネジメント計画は第2期に入り、令和7年度は、昨年度に引き続き座間味浄化センターの老朽化に伴う機器等の改築更新を行います。

阿嘉・慶留間地区の集落排水においては、昨年度に引き続き沖縄県で進めております汚水処理事業の広域化を視野にいれ管理運営について検討を行っているところです。また、阿嘉地区にあります漁業集落排水処理場においては、令和6年度に施設内の発電機の一部老朽化に伴い整備を行いました。引き続き安定的に処理できるよう日頃の点検等適切な施設管理を行って参ります。

接続率の向上に関してもすべての地区において啓蒙活動を行うとともに、下水道事業経営安定化の財源となる使用料の徴収に関しても強化を図って参ります。

また、地方公営企業法の適用、財政状況を明確化させることを目的とした公営企業会計方式を令和6年度から開始致しました。これまで以上に経営基盤・採算性の強化に努め将来にわたって持続可能な事業の構築を目指して参ります。

第10に、「航路事業・バス事業について」申し上げます。

航路事業につきましては、令和6年の観光入域客数は10万4千人を超え過去2番目に多い入域者数となりました。

しかし、近年の社会情勢による燃料価格、原材料価格の高騰など経営面におきましては厳しい状況が続いています。

また、令和6年度より公営企業会計に移行し、一企業としてこれまで以上にサービスの向上を図り、財務状況についても熟慮する必要があることから船舶運賃の値上げについても関係機関と協議を行っているところであり、村民の皆様へ配慮しつつ早急に運賃改定の方角性を示して参ります。

令和6年4月に就航した「村内航路みつしま」座間味阿嘉航路は定員30名となっておりますが、阿嘉・渡嘉敷航路は定員12名となっております。利用される方々の利便性向上を図るため定員30名での定期航路就航に向け渡嘉敷村と協議して参ります。

那覇出張所の運営に関しましては、令和5年度より窓口チケット販売、電話予約業務等をアウトソーシングし、民間企業の有する専門性と機動力・ノウハウを生かし質の高いサービスの提供を行うことが出来ました。引き続き、現金管理及び取扱いをより一層強化し質の高いサービスの提供を図って参ります。

また、令和6年度より沖縄県市町村広域連携支援事業補助金を活用し、渡嘉敷村、栗国村と那覇事務所共同運営化の実現に向けて検討を行っております。共同運営を行うことで経営健全化が図られるだけでなく各離島の情報発信の場として有効活用でき、更なる観光振興、地域の発展に繋がると考えられることから今年度も渡嘉敷村、栗国村、関係機関と議論を深めて参ります。

令和7年度も航路事業の更なるサービスの向上に努めるとともに、航海安全を第一に、座間味村観光協会、座間味村商工会や他の組織との連携を図り利用者の増加につながる取組を行って参ります。

バス事業につきましては、現在、座間味島において村営バスが運行し、観光客の輸送や住民の移動手段としてご利用いただいております。阿嘉島・慶留間島での運行に関しましては、令和3年度より運行実施に向けて協議を行っており令和6年度には実証実験を行いました。運行実施には至っておりません。バス事業の民営化と併せて令和7年度以降も引き続き協議を重ねて参ります。

喫緊の課題である運転手の確保については、令和7年度以降も一括交付金を活用し免許の取得を助成し運転手確保に努め、阿嘉島・慶留間島間の早期運行開始に向け着手して参ります。

第11に、「消防・防災について」申し上げます。

近年、様々な大規模災害が発生している中、防災力の向上、防災体制の確立は喫緊の課題であります。令和5年度に更新いたしました「座間味村地域防災計画」に基づく各種計画の策定や各種施策を展開して参ります。

防災無線につきましては、導入から10年以上が経過し、経年劣化に伴う故障時の復旧作業に係る時間や予算の増大が課題となっております。災害時のみならず平時においても村内の重要な情報発信のツールとなっていることから国内外からの観光客も考慮した更新整備を行います。

令和5年度より新たな取り組みとして防災士の資格取得に対する支援を実施させていただいております。地域に新しい防災リーダーがいることで、自助・共助・公助の取り組みを住民に広め災害時に連携して対応できるよう災害に強い村作りにつながります。令和7年度からは自主防災組織立上げについても住民と連携し進めていくと共に、座間味島において消防団の詰所、防災避難所の整備を行いながら地域の皆様自身で防災意識を高められるような環境整備に努めて参ります。

第12に、「教育について」申し上げます。

本村の教育大綱では、島の宝である子供たちを、家庭、地域、学校、行政が一体となって慈しみ郷土への愛を育てることと、大人も子供も学び合う「ひとづくり」の島を掲げています。また、“知”＝確かな学力、“徳”＝豊かな心、そして“体”＝健やかな体、の調和により「生きる力」をつけることを基本方針としています。

昨年度から、導入しております、座間味村児童・生徒家庭学習休暇制度「ざまやすみ」も継続いたします。

また、平成29年度から取り組んでおります、座間味村戦跡及び戦争記念碑等環境整備事業については、令和6年度で平和の塔進入路の整備を完了することができました。

令和7年度より沖縄振興予算の沖縄小規模離島生活環境確保支援事業において、子育て支援等をはじめとした生活環境向上に向けた、島発ちの生徒を対象に引越し支援を行う進学準備支援事業や、子育て世帯が安心して暮らせる生活環境の構築を行う相談環境構築支援事業、図書購入や、電子図書館の導入等を行う読書環境構築支援事業などを実施してまいります。学校給食については、国、県の補助事業を活用し、給食無償化を引き続き行います。また、新たに、小学校から中学校へ入学する児童へ入学祝い金支給を行います。

学校教育につきましては、令和2年度より開始しました、GIGAスクール構想における一人一台端末の更新整備を実施するとともに、端末をより活用するため、主要教科の学習用デジタルドリルをはじめ、オンライン学習サポート、国際交流事業、電子図書館の導入等、多様な学習機会を提供することで児童生徒の学習意欲を高め、自主的に取り組むことができる学習環境を整えていけるよう取り組んでまいります。全国学力・学習状況調査については、本村の特性である少人数学級を活かした教育体制を通して、児童生徒に細やかな教育活動を実施し、健全育成と学力向上を目指します。

また、英語検定、漢字検定、数学検定等の検定料の補助を行い、保護者の負担を軽減し、児童生徒の学力の向上を図ります。

村教育委員会と協同で実施する療育相談事業については、専門相談員を委託配置し、定期的に相談事業や、教職員向けの研修を行うことで、支援を必要とする児童生徒への切れ目ないサポートを実施し、安心して学校生活を送れるよう引き続き環境づくりに努めてまいります。

社会教育につきましては、子どもたちが広い視野を持ち、郷土愛を育み、未来の座間味村を担う人づくりに資する為、婦恋村交流事業、ホームステイ等の海外交流事業を引き続き実施してまいります。あわせて充実した社会教育活動が実施できるよう、生涯学習教室の開催を計画してまいります。

また、昨年度から実施しております、小学生を対象とした運動教室を引き続き行い、子供たちの体力と運動技術の向上のきっかけづくりを行います。

幼稚園教育につきましては、「３年保育」の安定した実施とともに、国・県の補助金を活用した「預かり保育事業」を行います。

また、継続事業である村出身の高校生を対象とした、年４回の船舶運賃を補助する村の事業や、国・県の補助金を活用した児童生徒の各種大会派遣費について、船舶運賃や車両運賃等の渡航費を助成し、保護者負担の軽減と併せて学習意欲を高める環境づくりに引き続き努めてまいります。

学校施設整備につきましては、長寿命化計画更新事業に基づき、定期的な調査や各学校からの聞き取りを通して危険箇所から優先的に改修修繕を行います。

また、老朽化している給食共同調理場については、住民課と連携し、現在検討中の「複合施設」に取り込み、整備が出来ないか検討しているところであり、その実現に注力して参ります。

以上、令和７年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、令和７年度当初予算については、

一般会計において、 １９億８，０５１万６千円

特別会計において、 ２億１，８５７万９千円

企業会計において、 １８億３，６７４万７千円

総額は、 ３１億４，２０１万３千円となっております。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の令和７年度の施政方針といたします。

令和７年３月１０日

座間味村長 宮 里 哲

御清聴ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

これで施政方針は終わりました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

先ほど施政方針を述べていただいて、予算の総額に相違が出ていますので、宮里 哲村長、説明求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

大変失礼いたしました。施政方針の中の最終ページでございますが、一般会計、特別会計、企業会計はよろしいんですが、総額のところで３１億４，２０１万３，０００円というふうに表記をさせていただいておりますが、計算のミスでございました。実際は訂正させていただきまして、総額は、４０億３，５８４万２，０００円ということでございます。大変申し訳ございませんが、修正のほうをよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

議員の皆さん、これでよろしいですか。進めてまいります。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。3日間よろしくお願いします。早速ですが、通告書どおり一般質問を始めたいと思います。

まず、継続質問で訪問税導入に向けた進捗状況について伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

おはようございます。今日から3日間、よろしくお願いします。訪問税の導入についてお答えします。

訪問税の導入、法定外普通税においては、12月定例議会で報告しましたとおり、ワーキンググループにおいて導入が望ましいとの結論に至り、村においても導入を目指したいと考えています。法定外普通税については、村及び議会において目的対象等から見て税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外に、より適切な手段はないか十分な検討が望ましいこととされております。そうした背景を踏まえ、現在導入しております美ら島税との兼ね合いを慎重に精査していかなければならない部分も生じてくるかと考えております。法定外普通税については、今後、導入までの工程、外部有識者を入れた検討委員会の立ち上げ、関係機関の調整事項等の確認、コンサルの必要性を検討していき、次年度以降、議員の皆様にも随時進捗を提供できるような進め方をしていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。導入に向けて動いているということが確認できました。それで前回、12月議会のほうで算出額を伺ったところ、657円が妥当じゃないかと。ただ、それには建設等にかかった村が抱える借金は含まないということで、今いつ頃導入しようと考えているのかと質問しようとしたんですが、委員会を立ち上げてからということだと思えます。この訪問税導入に向けたこういった取組等は、今後広報での周知やパブリックコメント等で住民からの意見とかそういった募集も検討が必要だと思いますが、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今御指摘のあったように、まず基本的には検討委員会といろいろ段階を踏んで導入に向けて取り組んでいく中で、そういった必要性のあるタイミングでそういったパブリックコメント等も公募しながら、導入の過程において意見を反映させていけたらと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

村全体で取り組む姿勢を持ったほうが導入についてのスピード感も出るかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。それに伴ってですが、美ら島税の見直しに向けた進捗はいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えします。美ら島税の見直しにつきましては、沖縄県の市町村課や総務省関係者への相談を行いながら、変更の可否について検討を重ねているところです。以前より西田議員から御意見をいただいている村内在住者、村外の方の税額を区別するという案については、明確な理由づけや受益を受ける人々に対し平等に課税するという法定外目的税の性質上から、実現はハードルが非常に高いという御意見をいただいております。単純に税額を引上げするということにつきましても、税額の明確な根拠や住民を含む納税者の負担の増加について等、慎重に検討を行う必要があると考えております。また法定外普通税の導入との兼ね合いも考慮していく必要性がございますので、ここも引き続き村のほうでも勉強しながら議論を重ねていきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

これも前回の12月議会で、各課が行う事業や施設管理に合計で毎年約7,300万円ほどかかると、前回議会で答弁がありましたが、この7,300万円が赤字になっている現状において、座間味村美ら島条例附則の検討、美ら島条例の中には、見直しを行うことも必要であるというふうにあるんですが、それに当たらないか。今の現状、この7,300万円の事業や施設管理にかかる費用をどうにか美ら島税で賄うことができないかという検討事項は当たらないか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今回、担当のほうでまず基本的に市町村課のほうに行って、いろいろ議論を重ねてきております。まずネックとなっているのは、先ほども申し上げたように村内在住者と村外の方の税額を区別するという案には、ちょっと見解的にも県のほうも国のほうも、この目的税に関してはちょっと厳しいのではないかと、そういった御指摘がありました。今の費用に関しても、もともとこの美ら島税を導入してきたときに、環境美化をメインにそこを目的として導入しております。今回、うちらが出した費用には、さらにそこからプラスした修繕とかも出てきますよねということで、そういったものも重ねて県のほうとも議論したんですが、やはりもともとうちらが導入したときは、あくまで環境に関するもので、この辺はまた今の100円とは対象外になりますよねという御指摘も受けておりますので、そこを今うちらが導入している環境目的税の範囲には当たらないという御指摘を受けておりますので、その議論も村のほうで行っていますが、県としても、その法定外目的税を変えるにも時間がかかると。法定外普通税も時間を要するよということですので、その辺をまた村のほうでも、一旦どういう方向で行くのかも兼ね合いがありますので、そこも勉強しながら進めていきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

確かにすぐ変えられるものではないと思いますが、前から言っているように村民の皆さんは住民カードがありますので、住民カードを持っている人、それ以外で区別すれば差額の発生は可能だと思いますし、総務省のほうにも確認したら、誰が聞いても納得できる明確な理由であれば不可能ではないという話も伺っています。財政に余裕があればこんな検討をしなくてもいいと思うんですが、7,300万円、多分これはどん

どん金額も上がっていくと思います。処理費にもどんどんお金も増えていっていますし、それをまず村の中で見直し検討を行った上で県や国に話をするのか、協議を進めながらだと、恐らく県とか国も面倒くさいことなので、できませんよと言っちゃったらそれで終わりだと思います。まず私が言っているのは、しっかり村の中でこの美ら島税というものの見直しができるというのが規約にありますので、それを現状含めて見直しをすることが必要なのではないですかということを言っていますので、ぜひこの辺、国・県と協議するのもいいんですけども、村としてどうしていきたいのかという見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

すみません。今説明不足でした。私たちも西田議員から御指摘を受けて国・県と御相談させていく中で、特に今回、県に関しては、総務のほうでいろいろ資料を作成して、こういった費用がかかる、環境美化に関する費用、ごみ処理の費用もちゃんと資料をつくって、それを作成した上で、今回、県のほうに相談していますので、その中で村としてこういうふうに持っていきたいという事案を説明しながらシミュレーションも数字も出して行っているところですので、その中で実際、県のほうも村の意向は分かりますが、現状ではちょっとハードルが高いんじゃないかなという御指摘を受けております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

訪問税導入に向けても、恐らくすぐに導入は難しいと思います。それならば美ら島税の見直しを先にどうかというのを散々言ってきました。確かにハードルは高いかもしれませんが、だからといって赤字を一般財源から出していくのであれば、ますます村の財政は厳しくなる一方だと思います。どうなんですか。この見直しはもう村としては行って、今後やっぱり難しいのでやりませんという答えなんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

とりあえず、まだ意見交換している段階ですので、そういった中で法定外普通税、法定外目的税、両方ありますので、その中で全くノーではなくて、お互い同時並行でどうにか変えられないかというのは、総務課一同、そこは勉強しながらしっかり交渉していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

訪問税導入に向けて委員会の立ち上げ等を行うとおっしゃっていましたので、ぜひそういう機会に、どうやったらそういった財源確保に向けた取組ができるのか検討を続けていてもらいたいと思います。本当に観光の方が来てくれるのは嬉しいですけども、それに伴って出ていく費用も出るのであれば、それは観光の方が一部負担していただく、これは多分誰が聞いても納得する話だと思います。この間、議員の研修のときに、沖縄県がやろうとしている宿泊税のことも説明がありました。宿泊税に関しても、これも沖縄県が導入する上では沖縄県民全員にかかりますよと。なので県内の人が座間味に旅行に行く、県内の人が例えば、やんばるのおじー、おばーに会いに行く際、宿泊施設を使うと宿泊税が取られると。これは有識者会議の議事録も見ましたが、やはり有識者会議の中でも反対される方が多い。なぜ県民にそこまで負担を強いるのか、ここは線引きをするべきだろうという話合いがありました。私はこの宿泊税の考え方、この有識者

の方々と今座間味村が行っている美ら島税も全く同じだと思います。線引きを引いて観光にかかるいろんな経費については、観光に来る方にも負担を担ってもらう、これは誰が聞いても数字を出してでも明確な答えだと思います。これに対して、「いや、不平等だ」という方がいるのであれば、私もその方と一緒に議論をしたいと思いますので、ぜひ時間はかかるかもしれませんが、取り組んでいってほしいと思います。

次の質問にまいります。村営バス、阿嘉～慶留間線の計画について。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

質問を続けます。村営バス、阿嘉～慶留間線の計画について、進捗を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

本日から3日間、よろしくお願いいたします。西田議員の質問にお答えいたします。

昨年8月、9月に実証実験運行を行いました。運行日数は29日間で854名の方に利用いただき、阿嘉～慶留間線の運行の必要性は感じております。しかしながら運転手の確保に苦慮しているところであります。去る12月議会で西田議員から提案のあった無人バス導入に向けても検討し、取り組んでいきたいと考えているところです。また一種免許保持者でも国土交通大臣認定運転者講習の受講で運転ができることから、そちらも併せて引き続き検討し、早期に運行開始できるように取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この村営バス、阿嘉～慶留間線においては、恐らく実証実験結果を踏まえてですが、黒字にはならない路線だと思います。利用人数、あとは運転手の人件費、燃料費、バスのメンテナンス、いろいろ考えてもなかなか黒字にはならないと思います。それでも公共バスが今座間味島しか走っていない、阿嘉・慶留間はどうかのというところで見ると、やはり赤字だろうがニーズがあるのであれば走らせないといけないよね。公共平等の観点から見ると、やっぱりそこはそうですよねと言わざるを得ないと思いますが、一応、座間味村第五次総合計画の38ページ、交通利便性の向上、村内陸上公共交通の整備の中でもバスの整備においては、阿嘉・慶留間島を結ぶ公共交通機関の整備に向け検討を行いますと明記されているんです。またバス事業の民営化について議論も行いますというふうにあります。今、全国的に調べてみると、やはり過疎地域等では無人バスの導入をどんどん進めている自治体も多いです。沖縄県においても、公共交通の自動運転に向けた実証実験として、2024年度から多良間村で行うことを決めて進めています。これはもちろん多良間村のほうも人材確保が難しいとか、そういういろんな観点から無人バスの運転導入を入れたいと。これは沖縄県のほうが進めていくもので、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金、これは県のほうが5、200万円ほど入れています。補助率が2分の1。また国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金、これも約1億円近くが導入されています。これは補助率10分の10となっています。なので今、国のほうにもそ

ういったいろんな予算、県を通してですけれども、そういうところの今実態がどうなっているの、導入してみても課題とかいろんなものを座間味村としても情報収集をして、じゃあ阿嘉～慶留間線においてそれが本当に妥当なのか。私は距離的にはそんなに長い距離ではないのでいけると思っています。ぜひこの辺の情報収集を今後も続けていって、黒字になることはないという前段階を置いてでもやらないといけない事業として進めていってほしいと思います。

次の質問に行きます。前回の一般質問で、これまで行ってきた一括交付金の中のソフト交付金活用に向けたアンケートや、今後どのように活用していくかについて、アンケートや意見の吸い上げが必要ではないかという答弁に対して検討していきますという副村長の回答をいただいています。それについての今の進捗を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

前回、答弁で御説明したとおり、一括交付金事業を取りまとめする総務課より、県による次年度の事業計画、公募対象事業の提出依頼のタイミングで各課への募集依頼を行い、各課からの各種事業の立案が行われております。参考までに令和7年度の事業立案は、昨年10月16日に全課に対し募集を行って、11月22日に新規事業の計画を提出しております。各課の事業立案は、日常業務の中で各種関係団体の皆様よりいただく御要望や御意見をベースに事業化が可能なのか、一括交付金の活用はできそうか、ほかの補助金を買活用できないかなど、様々な検討を踏まえて立案されております。以上のことから、一括交付金の活用に向けたアンケートや吸い上げの実施は現時点では検討しておりませんが、12月定例議会でも答弁したとおり、アンケートの実施については、こちらのほうも引き続き議論を深めていきたいと思っております。また必要に応じてアンケートの実施もあり得ると思っておりますが、当面はまず基本的に住民が困っていることや、住民のニーズは各課に要望が行きますので、総務課からしましても、そういった普段の窓口のニーズを各課で集約してもらい、まずはニーズに応えるために一括交付金は活用できないかということも総務課以外の他課の職員のほうにもこちらのほうから周知して、その上で一括交付金の活用についても考えていきたいと思っております。またそういうことが終えた中でも交付金の額が余りそうでしたら、そういったものに関しては、またアンケートをやるなど、二段階構えで検討できたらなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ソフト交付金は、地域のために使われるお金だと思います。ニーズ集め、今村の公式LINEがありますよね。よく私のほうにも通知が来ます。中にはたまにアンケート形式な内容もありますので、そういったLINE等で情報を求めにいく、または環境省のこれは事業になりますけれども、年に3回ほどステップアッププログラムというのが開催されています。恐らくこれもちょっとマンネリ化した内容になっていて、今後どうするんだろうという思いもあるんですけれども、令和7年度も継続するというので、各種団体長、もしくは団体委員の方が集まって、それぞれの団体が抱える課題、その解決をどう導いていくかというのをお互い意見を出し合い、お互い連携できるのは連携していきましょう。前の名前は国立公園運営協議会、今はステップアッププログラムという名前に変わっていますが、そこでやっぱり頭打ちになってくるのは、何か事業を改善しよう、課題解決しようといったところに、やはり費用がかかってくる。ただ環境省としては、ステップアッププログラムの集まりは開催しますけれども、そこに対しての費用は出ませんという答えになってきているので、ぜひそういったところのニーズはたくさんあるんです。それを拾い上げて、その中

でソフト交付金活用ができるものはどうにか活用して、その各種団体等が抱える課題解決イコール住みやすいまちづくりにつながると思いますので、その辺の検討は可能かどうか、見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今御指摘のあったとおり、各課、また今言うように各関係団体、様々な課題があると思います。その中でやはり費用がかかるもの、マンパワー的に解決できるもの、そこはいろいろあると思いますが、やはり村としてもそれを一括でやるのか、各々担当部署がありますので、総務課としては、まずは担当部署にしっかり一括交付金というものがあるよという、そういう庁舎内でも他部局の委員会もあるんですが、要はいろんなニーズが出てきたときに費用がかかる、その中で一括交付金というものがあるということを職員の皆さんにも念頭に置いて、まず今西田議員がおっしゃったように、予算がないとかではなく、そういったニーズがあるものは各課長含め、職員も含め、一括交付金を活用できないのか、一括交付金で事業化できないのかというところを総務課から全課に周知して、そこら辺をしっかりと各課長をはじめ、職員にも事業化できるような体制づくりを、再度庁舎内でも議論していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひよろしくお願いします。今はちなみにですが、そのステップアッププログラムには、船舶・観光課の職員1名がいつもいらっしゃっております。ぜひ時間的な余裕とか仕事の合間合間だと思いますが、ほかの課の皆さんも来ていただいて、情報共有できればなというふうに思います。このソフト交付金、もちろん島の交通、船の運賃定額だとか、いろんな補助の面でも使われています。ただどうしてもちょっと観光に偏っているのではないかなという見解があって、観光に使うのであれば、それはそれでいいと思いますが、ただその中で受け入れるインフラ整備も私は必要だと思います。観光に対してです。その辺のインフラ整備についての現状、もうできているのか、その辺の見解を一度伺ってもいいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まずインフラ整備ですが、先ほども答弁したとおりですが、基本的には総務課が取りまとめしております。今西田議員がおっしゃったように、そういったインフラ整備も必要、もしくは整っているのかといういろんな話があります。やはり私たち総務課では大本の取りまとめをしておりますので、現状のところ細かいところまでは把握できていませんが、やはりそういった西田議員の御指摘・御要望等、やはりしっかりそれは各課において受け止めて、そこはやっぱり事業化に持っていくのか、整備されているのかというのは、こちらのほうでも確認していきたいと思いますし、こういった議会の場でもそういった御指摘等ありましたら素直に御指摘していただいて、また庁舎内ではそこを一括交付金で活用して事業化できないかというのを、こちらから指示していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ぜひ総務課のほうで隅々まで把握できていないのであれば、連携をしてそういったニーズ調査把握、インフラ整備も含めしていただきたいと思います。できればそういったLINE等を使って情報発信をしていっ

てほしいと思います。

次の質問に行きます。学校統廃合について伺います。一学年における生徒数、私は同級生は一人でも多いほうがよいと思います。人間社会の学校の社会の中の経験も必要になってくると思います。同級生が多いということはそういうことが育まれやすいというふうに思います。昨今、よく新聞でも取り上げられる教員の不足問題、学校施設の修繕、教員宿舎の修繕など、学校運営にかかる費用が様々な角度から見ても結構かかってきているというふうに思います。座間味村として学校の統廃合を進めるべきだと思います。大分前に統廃合についてお伺いしたところ、教育長はじめ、答弁では、最後の一人が卒業するまで学校運営を続けるのが教育委員会の仕事であって、教育委員会の立場から統廃合についてはお答えしかねるという答えでした。あれからまた一、二年たって、やはり現状、生徒数が少ないままの学校運営状態です。お伺いします。阿嘉校、慶留間校を廃校して、座間味島にある座間味小中学校に私は統合すべきだと思いますが、村長、それから教育長、それぞれの見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

3日間よろしくお願ひします。西田議員の質問にお答えします。

結論から申し上げますと、現時点では統廃合については考えておりませんが、各学校において児童生徒が減少していることについては把握しております。文部科学省による義務教育段階の学校の役割として、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家、社会の形成者として基本的資質を養うことを目的としており、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要とされております。一方で学校は地域のコミュニティーの核としての性格を有することが多く、防災・保育・地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っております。村づくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っております。本村においては、各学校において複式改善担当職員の配置や、小学校と中学校、または島の枠を超えた集団学習等、子供たちによりよい学習環境の確保へ取組を進めてきたところであります。委員会においては、先月に学校適正規模審議会を立ち上げ、これからの各学校において子供たちによりよい環境のために、座間味村立学校適正規模・適正配置に関する基本方針案を諮問提出しております。内容を審査の上、審議会の答申を受ける段階となっております。答申を受けましたら村民へ公表し意見を取りまとめ、学校適正規模・適正配置基本方針を決定いたします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

教育課長、長い答弁ありがとうございます。今おっしゃっていただいた流れも鑑みて、やはり座間味村において3島1村の3つの学校を運営する。できているようでできていない部分もたくさんあると思います。今教育課長がおっしゃった学校運営方針にのっとっても、できていないところもあると思います。それでもやはりちょっと極論的な話になりますけれども、検討していかないといけないんじゃないかなというふうに思います。実際に生徒がいなくなってそれが起こるのか、それでは遅いと思います。もう今の段階から極論を見定めて、そこをもちろんここだけの話で決まることではないですよ。地域住民の方々の協力も必要だと思ひますし、おっしゃるように学校は地域コミュニティーの柱ですから、一概に簡単になくす、統廃合なんていかにないと思ひますけれども、でも実状を把握していかないと、私も約一年近く、島の空き家を活用したい、子育て世帯を誘致していきたいと取り組んできましたが、どこも貸してくれない現状もあります。厳し

いところもあります。であるならば、これは阿嘉だけではなくて地域の方、座間味村含めですけれども、自分の子供の同級生は一人でも多いほうが良いという親御さんの意見は多いです。であるならば阿嘉校、慶留間校を廃校にして、先日、涙を流す卒業式もありましたが、こんなことを言うのも嫌ですけれども、廃校にしまって座間味校の一つにしたほうが財政面のところからも、人間的なところからも、子供たちにとってもよりよい教育環境になると思います。もう一度伺います。阿嘉校、慶留間校を廃校し、座間味小中学校に統廃合すべきだと考えるが、村長、教育長の見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

垣花 健教育長。

○ 教育長（垣花 健）

西田議員にはいつも学校の教育に関心を持っていただいて感謝申し上げます。ありがとうございます。先ほどうちの課長からあったとおり、適正規模審議会を先月立ち上げました。PTA会長だったり学校の校長先生だったりということで、大変活発な議論でいい審議会になるんじゃないかというふうに思っております。西田議員がおっしゃる座間味校への統廃合、その話も出ました。例えば慶留間を廃校にして阿嘉にとか、慶留間に小学校、阿嘉に中学校とかいろんなパターンがあるだろうということで今話を進めているところです。どういう形で学校を今後運営していくかという基本方針をまず決めて、それからたたき台をつくってパブリックコメントも取ります。それを踏まえて1年ぐらいはかかるかと思うんですけれども、子供たちにとって最善のこれからの学校の在り方を一定の方向性を出していきたいというふうに考えています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私の考え方を申し述べる前に、村長部局、先ほど財政の話も出ていましたので、その辺の基本的な考え方をまずうちの総務課長に述べていただいて、それから私の見解を述べさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

先ほど教育課長が申ししておりましたが、これは基本的に教育現場の部署からなんですけれども、総務課といたしましては、やはり統廃合における財政面において、歳出においては学校運営管理にかかる光熱水費、各種リース料、修繕費、車両等の減による財政負担の減額が見込まれますが、今度歳入におかれましては、教員の数が減りますので、その分の住民税とか自主財源の税収は減る見込みが想定されます。また学校運営に係る大きな根幹となる歳入としての普通交付税があります。普通交付税も学校の数によって減額になりますので、そういった交付税の影響を受ける可能性もあります。かといって、しかしながら単純に小学校、中学校2校を例えば例で言うと、慶留間小中学校をなくしたとして、この2校を廃校としたときに、毎年約2,400万円弱の減額が見込まれるというところがあります。しかしながら、先ほど教育課長、教育長がお話したように、地域の思いと本村の財政状況を照らし合わせながら議論を進めていくということもありますが、やはり教育長が先ほど申しましたように、学校適正規模審議会からの答申を受けながら、村も財政面のことも考慮しながら、そこから教育委員会と進めていく中で教育委員会だけに押しつけるわけではなく、例えば今西田議員がおっしゃったように、座間味校に完全に統合した場合の教育委員会と連携して阿嘉・慶留間校の跡地利用をどうするかとか、慶留間校もどうするかとか、ましてや登校時は船の運航になると思いますので、船の時間帯とか様々な関係機関と調整していかないということもあります。そこで逆に船の便を増や

したりしたら、それに係る人件費と様々なまた新たな費用も出てくるということもありますので、まず基本的には教育委員会の審議会の結果を基に村長と教育長が調整すると思いますが、うちらも一緒に調整に入りたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。統廃合で学校が減るメリットで、今は住民税が減るとおっしゃいましたが、そんなことはないと思います。教員宿舎が空けば統廃合して、例えば座間味・阿嘉が統廃合して学校がなくなった、職員宿舎はどうするの。もちろんこれは村の公共施設として一般貸出しをすればいいわけで、それに今住みたい人たちはいるけれども住む家がないという実状を踏まえると、すぐに埋まると思います。なので住民税が減るという考え方はおかしいと思いますし、学校が減るイコール県とか国からもらえる補助率が下がると言いますが、結局一つの学校になるのですから、もう一つの学校で賄える分の補助率をいただければいい話であって、現在、学校運営のためにいただいている補助金がなくなったからといって、何がそんなに大きく変わるのかなというのも疑問に思いました。審議会を立ち上げて話を進めていくというのももちろん大事ですが、ある程度、本当に極論、座間味校に統廃合したときに考えられる、想定し得ることをまずはしっかりと考えて、そこから落としどころを探ることが必要だと思います。防災の考えと一緒に。やり過ぎはないと思います。防災も来るか来ないかわからないものに対して想定を立てますよね。最悪こうなったらどうしよう。その想定を基にいろんな計画がなされると思います。教育の現場に関しては、最悪な想定は、私は阿嘉・慶留間校を廃校とし、座間味校の一つにする。それをまずは基準に考えたときに起こり得る問題、かかってくる費用、人件費等もまずはしっかり議論していただきたい。その辺を明確にした上で、じゃあそうならないようにどうするかというのを考えていかなければいけないと思います。その辺はなっていないから分からないでは通らないと思いますけれども、いかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

今御指摘のあったとおりだと思います。今単純に今回財政面の話で行ったところで、例えば単純に税收が減るとするのは、これは大げさだということは私たちも理解しています。今お話ししたように、私も間、間はしょって説明したのが悪いところがありまして、例えば船の時間を変更するなら人件費がかかりますよねというそこだけを捉えてもらったら困るところで、確かに学校が廃校になったら阿嘉・慶留間も跡地利用でそういった財源の収入を生むような施設の活用もできますし、今おっしゃったように、教員住宅も民間住宅に変える等、そういった別の収入がありますから、私が今税收の話をちょっとはしょってやってしまったのは申し訳ないかなと思っております。最終的に統廃合という話になったときには、やはり総務課を中心にそういった跡地利用とか全部含めて、そのバランスも取っていかないといけないというところがありますので、まず基本的には審議会の結果を聞きながら、私たち総務課、ほかの課にも関連していきますので、その辺はシミュレーションしながら、もし統廃合を行うのでしたら議会でも説明しますし、恐らくそういうふうになるのでしたら、地域住民説明会もありますので、そこはしっかりこの審議会をやった後に、そういう機会があればこちらもしっかりシミュレーションをして御説明していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。今総務課長から最初の質問に対するお答えがございました。財政面に関しては、あくまでも想定の話をしていただいておりますので、西田議員からの指摘はごもっともではございますが、学校がなくなった場合、財政はどうなりますかということに対しての交付税措置に対しての考え方、あるいは職員数が減るので住民税が減りますよという考え方、これは基本的なことを申し述べたところでございます。併せて2回目の説明でもありまして、仮にそうなった場合には、この場所をどうするのかという話も含めて、いろいろな話が想定できると思いますが、そこはその立場立場で回答していただいているということで、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。私たち日本国民は3つの義務がございますが、その1つの中に教育を受ける義務があるということでございまして、そこはしっかりと私たち地方自治体が国や県の補助金等も活用しながら、子供たちがしっかりと教育を受ける義務を履行できるような環境づくりに努めてきているところでございます。そういった中で学校の統廃合問題、非常に内容が内容だけに簡単に答えることができないのが実状でございますが、そういった中で西田議員からそういう提案といいますか、一般質問があるというのも、非常にまたいろいろなことを考えての厳しい状況の中で、簡単にするとまたいろいろなハレーションがありますから、その中であえて質問されているということを認識させていただいている上でお答えをさせていただきます。私の立場としては、政治的な判断とあるいは行政運営する判断、2つあると思います。政治的な判断で学校についてなかなかできないということは、教育基本法の中でうたわれておりますので、私が言ったことがそのまま学校の統廃合につながる、あるいは教育方針につながるということはない。これは法律で明記されておりますので、私の個人的な見解として聞いていただきたいと思っております。

先ほど話をさせていただいた、子供たちが教育を受ける権利が憲法で保障されておりますので、その中で考えていきますと、まず私たちは、子供たちにとって何が一番重要なのかというのが一つだと思います。さらには地域の考え方も大切だと思います。そして私たちは行財政運営をする中で、学校運営に対しての財政措置をどうするのかというところも、西田議員がおっしゃるように大切だと思っております。私が村長に就任して4期目がやがて終わろうとしておりますが、1期目の公約は合併をしない行政運営というのを一つの大きな目標に掲げさせて行政運営をさせていただきました。当時は那覇市に合併するのかないのかという話もありましたので、そうすることによって人口減少であったりとか、先ほどから西田議員がおっしゃっている別の質問であるように、地域が取り残されるんじゃないか、地域の意見が吸い上げられないんじゃないかということを考えますと、座間味村は合併しないほうが良いという話をさせていただいたところですが、学校教育の現場においてもそういうふうなことではないかと思っております。子供たちが多ければ多いほうが良いのですが、島という一つのコミュニティーがある限りは、その島から学校はできるだけなくさない方向でいろいろなチャレンジをするべきではないかというのが私の基本的な考え方でございます。渡嘉敷村は1つの島ですが、1つの中学校と2つの小学校がございます。いろいろな考え方がございます。教育長も同じことをおっしゃっていました。私も統廃合を仮にするとしても、島には学校を残したい。例えば慶留間には小学校がありますと。阿嘉には中学校がありますというような形。ですので島を隔てて阿嘉と慶留間は橋が通っているという前提がありますから、島が2つという考え方も成り立ちますし、1つだという考え方も成り立ちますので、私は各島から学校をなくしてはいけないというのが基本的な私の考え方です。

もう一つ、西田議員から御提案といいますか一つの考え方として、座間味島で1つに集約したらいいんじゃないかという話、これも合理的な話とすれば、行政運営をする上で一つの考え方として私は成り立つと思っております。ただ政治というのは、ただの法律だけではないと思っております。地域の思いも含めてやっていくのが私たち政治家の仕事だと思っております。そういった意味では、地域の人たちが学校はなくしてはいけない。例えば阿嘉島と慶留間島で幼稚園が休園という形で今阿嘉に集合させていただいております。

それは島が1つであるということと、子供たちのことを考えたときに、幼稚園は集団生活に慣れる場でもあるということもあり、親御さんの気持ちもあり、そういったところで休園にして阿嘉で子供たちの幼稚園教育をしているところでございますので、そういったところをまず重要に考えたところで、当時の教育長、そして現在の教育長も変わらず同じようなことをしているという認識でございます。

一方で、座間味島に全部統廃合しようとしたときに、お金の話は確かに出てきます。総務課長が言ったように船はどうするの、船員はどうしますか、船の大きさ、船の運航回数はどうしますか。ところが台風が多い冬場でも船の欠航が多いような座間味村において、教育を受ける義務があるにもかかわらず、天候に左右されて教育がその日受けられない、座間味島と阿嘉・慶留間島の子供たちの教育の格差を生んでしまうようなことはしてはいけないと思っております。ましてや座間味村は離島自治体でございますので、沖縄本島や内地の都市部の地域と比べると、やはり教育の格差は大きいと私は実感しておりますので、そういったことも含めていろいろな施策の展開をしなければいけないということで、その後の質問にもつながってきますけれども、例えば今度の年度明けからは、中学に入る子供たちに対する支援であったり、島を離れて高校に進学する子供たちに対する引っ越し等を含めた助成事業というのも国に対して訴えてまいりまして、予算が取れるようになってきました。いろんなことをすることで各島に学校があるのが一番いいと私は思っております。ですので結論からいたしますと、座間味に阿嘉・慶留間の子供たちを送って学校運営をする、阿嘉と座間味に橋がかからない限りは、それは私の頭の中ではあり得ないと思っておりますが、一方で先ほど申し述べましたとおり、阿嘉島と慶留間島の学校の環境、子供たちにとって何が一番いいのか、そこを考えた上で、みんなで議論すべきだと思っております。私はそのように考えておりますが、こればかりは私の一存で選挙公約にも上げることができる問題ではないと思っておりますので、いろんなところでこういう発言をこれからはさせていただきたいというふうに思っておりますし、教育長とも議論を深めながら村民の皆さんに私たちの考え方も聞いていただける機会をつくっていきたいと思いますので、議員の皆さんもその上、御承知おきいただいて、本村の教育行政について一緒に語っていききたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ありがとうございます。本当にたくさん課題がありますけれども、私はやはり阿嘉校、慶留間校を廃校にして座間味校1つにするのが一番の解決策ではないかというふうに思いますので、これからもそういった場があれば、統廃合を進めるべきだというふうに言っていきたいと思います。ちょっと時間も押していますので質問を続けたいんですが、一つ質問を飛ばします。本当は現在、村長が抱える役職名とその団体が行ってきた内容、またその団体がどのように座間味村に還元されているのかを聞いたかったんですが、ちょっと時間が足りなくなりそうなので、申し訳ございませんがそれは飛ばします。

それも飛ばしてですが、沖縄県や国との交渉など、宮里 哲村長でなければできない仕事があることも十分に分かっています。それが広く離島町村をはじめ、沖縄県全体に還元されることも分かりますし、新聞報道などで活躍も見ています。その宮里 哲村長率いる座間味村は、私はあらゆる面で他市町村の模範となり、日本全国における地方自治体の先導として引っ張ってほしいと思いますという思いがあるのです。それも踏まえて伺います。役場職員への住宅手当について伺います。現在、役場職員が住んでいる職員宿舎において、家賃の金額とその算定根拠を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

職員宿舎に関しては、やはり基本的に建設コスト、また耐用年数と世帯の数とそういったものを含めて家賃の設定をしております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

いろいろちょっと調べる中で、職員宿舎についてですけれども、どこの自治体も住宅手当は上限2万8,000円、もしくは2万7,000円を基に支給されております。にもかかわらず今座間味村は財政状況によるという理由を基に支給がなくなっておりますが、なぜそのような状態になっているか伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

財政状況ではなくて、基本的に職員宿舎については、住居手当を含む地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項、職員の給与は、生計並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとありますが、本体、私たちの家賃の算定におきましては、まず基本的に先ほどお話ししましたように、建設コストがあります。この建物の耐用年数、入る世帯、そこから家賃を割り出して独自の計算でやって、そこからさらに住居手当も勘案した形で料金は設定しております。ちなみにどこの職員宿舎に対しても基本的には住居手当の支給はなっておりません。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今職員宿舎の家賃は幾らになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

古いものと新しいものがありますが、基本的には3万5,000円以上から5万円以内となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この座間味村において、3万5,000円から5万円という基準は、国家公務員の東京23区に住むぐらゐの家賃と同じなんですね。なぜこんなに座間味村が高いのか。私が近隣の渡嘉敷、栗国、渡名喜、南北大東のところに電話して、そちらの自治体で住居手当は出ているのか聞きました。もちろんほとんどの自治体が出しています。中にはもちろん職員宿舎に住んでいたら住居手当は対象になっていませんと言う方もいますけれども、その家賃はそもそも1万6,000円だとか、1万1,000円だとかで、住居手当が発生しない基準の家賃設定になっています。座間味村の村営住宅に住んでいる方も出ていないですよ。これを調べると、今言った渡嘉敷、栗国、渡名喜、南北大東に比べて、出ていないのは座間味村だけなんです。昨今、職員の離職も多いです。もちろんそれぞれの理由もあると思いますけれども、いろいろ調査というか独自に聞き込みをしていると、やはりもらう金額に対して家賃が高いと。これではいくら頑張ってもやはり島にはいたいけれども、これでは続けられないよという理由も上がってきています。今言った建築コストがかかると言いましたけれども、これはそういった一括交付金とかそういったいろいろな交付金を

使って造っているものだと思います。そもそも役場職員が住む宿舍から利益を上げる必要はないと思います。ペイできればいいと思う。それは借金してでも村側がペイすればいいことであって、造ったけれども結局職員が入らない、辞めていく現状を打破するには、座間味村も条例の規約で我々のところは改定されていないのかページが足りないんですが、私が持っている例規集には住居手当は払いませんというページが抜けています。なぜそのようなページがあるのかも甚だおかしいですし、ましてや勤続4年目からは、4,000円ほどまた家賃が上がるんですよね。そうすると今3万5,000円、3万6,000円の方は4月からは4万円になると。このような形を続けていて、果たして役場職員の確保って本当にできるんですか。なぜほかの自治体同様、足並み揃えて、皆さんよく自治体は足並み揃えるのは好きですから、そこは村長、離島町村会会長、いろいろやっていると思います。ぜひ家賃に関して一律で運営ができないか、もしくは最低でも座間味村の3万6,000円の見直しで、例えば南大東の職員宿舍1万6,000円だとか、渡嘉敷だったら1万1,000円だったか、そういうふうに。あとは村営住宅に住んでいる方も今までどおり住宅手当というのを支給していただく方針を考えていただけないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

座間味村においては、いろいろな住宅の形態がございます。個人のアパートはまず置きますが、行政で整備をさせていただいたのは公営住宅、これが60ちょっとぐらいあったかと思います。それから多用途住宅、これは商工会だったり、JETプログラムで来る外国人の職員のためのやつ、そして定住促進住宅、この前造りました官民連携のアパートがありますが、それぞれにアパートの計算の仕方がございます。一番最初にベースとなりますのは、話を始めるのはやはり公営住宅でございます。公営住宅というのは、公営住宅法に基づきまして、国のある程度、法律に基づいて低所得者向けの住宅として整備させていただき、ここまで60数軒ございましたが、これもある程度の所得が入ってくるとそれなりの金額を取られるようになるというのが一つ。そして先ほどから話をしている何種類かの公営住宅がありますので、島の役場の職員と公平公正な環境、役場の職員もたまたま空いていた定住促進住宅に入ることができた職員もいます。当時若い頃に低所得者だった方が公営住宅に入り、今では最高額を払っている職員もいらっしゃいます。そして今私たちが整備をしたリース物件ですが、職員住宅がございます。これも先ほどから話をするように、理想としては本当に安いほうがいいと思っています。それは定住促進住宅も含めて全てが安いほうがいいと思っているんですが、ただ今の家賃をもらってもリース料全額をこの家賃だけで払いきれていないというのは御承知おきいただきたい。それぞれの建物で基本的な考え方の下に家の家賃を設定しておりますので、その中で公平公正を担保するためにはどういった方法がいいのか、将来若い人たちが入ってきた場合には、結婚するかもしれない、子供が生まれるかもしれないということで、例えばこれが1DKだったらもっと下げられるかもしれないとか、ただそうすると結婚してもなかなか所帯を持ってないよねみたいなこともあって、ある程度の大きさのアパートを整備して、アパートの大きさとかいろんなことを勘案しております。そういったことも含めて、この住宅問題というのは職員だけではなくて、村全体の話でありますので、非常に関心が高い事柄ですから、他のアパートとの不公平感がないような料金設定をさせていただいているというところですが、ちなみに職員住宅に関しましては、一度改定をして少しだけ安くさせていただいておりますので、これからもそういったことの見直しが必要な場合は、しっかりとやっていきたいと思っております。併せて、今職員住宅以外の税金を使って造る住宅の中で定住促進住宅、これは沖縄の離島だけではなくて全国の離島で別法律、離島振興法という法律、私たちは沖振法ですが、そういったところで整備を進めているアパートがございますが、その中には公務員は基本入るというのは想定されていないというのが国の基本的な話がありました。

どういったことかと言いますと、そもそも地方公務員の皆さん、公務員の皆さんはその地方公共団体において手当てをするものであって、そこに国費を投入するべきではないというのが基本的な考え方です。ですから家賃としても高くなってしまうのは致し方ない部分もあるということは御承知いただきながらも、先ほどの質問はなくなりましたけれども、全国離島振興協議会の理事、あるいは日本離島センターの評議員という役職をいただいておりますので、全国の会議の中で公務員も一つの大きな戦力になるので国費を投入する、いわゆる住宅に対して公務員が住居できないということを想定していないという考え方というのは、いかがなものかということで、今、全国離島振興協議会、あるいは日本離島センターを中心に全国の離島の自治体の行政職員の住宅問題についての調査が始まっております。そこはこの団体は国と直結していろいろ意見交換もしておりますので、この議論を広めていくことで、私たちの座間味村役場の職員を含めて全国にある離島の自治体職員が安心して住める環境をつくっていくのも、私の大きな責務だと考えておりますので、座間味村の職員、私たちの職員が安心して住めるような環境も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

そういう取組は全国的にも広がっているという話でした。ぜひよろしくお願いします。時間が来たので、私の質問は終わりますが、1時間では足りないですね。ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

これで2番 西田吉之介議員の一般質問は終わります。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

昼後ですので眠くなると思いますけれども、我慢して聞いてください。3日間よろしくお願いします。

早速一般質問に入りたいと思います。港前の不法投棄、いつも出している不法投棄の件です。その不法投棄に対して、今どのような状況、進行されているか、その辺をお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

こんにちは。3日間どうぞよろしくお願いします。

それではお答えします。現時点におきまして、撤去はされておられません。県の農林土木事務所に確認したところ、再三メール等で確認を求めているが、返信がないということです。今後も返信がない状況が続けば、再度本人と面談するという回答をいただいております。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは年月かかっていますけれども、これも県のほうも行政執行に入ってもいいんじゃないかなと、私は思っているんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

ただいま行政施行とあったんですけれども、それは沖縄県が決めることでありまして、我々村のほうでどうのこうの答弁するものではないというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それについてですけれども、なぜ行政執行しないかということも県のほうに尋ねたほうが、私はいいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺について、行政執行に対する話合いは設けたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

12月にも答弁したとおり、昨年の11月に本人と面談したばかりで、12月までに処理をしたいという相手側の意向がありましたので、現段階において県とのそのようなお話はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その12月は去年の12月ですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

そうです。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

なおさらじゃないですか。もう3か月過ぎていきますからね。これはもう行政執行に入るような形で県と話合いを持ったらいかがですかねと思いますけれども、県に任せることも大事なんですけれども、こちらから動かないと県も動かないんじゃないかなと思うんですけれども、この辺についてはできますか、できないですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

この件につきましては、県による撤去につきましては、法律上整理する課題等があるというふうに聞いておりますので、県のほうも慎重に対応したいという回答はいただいております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

県との約束事というのは、私たちには見えていないんですけれども、その約束事というのは私は見たいんですよ。いついつまでに片付けて、いついつまでにこういう形で撤去しますというのを、私たちはその書面は見えていないんですよ。この書面はどうしたらいいのかというのは、もう待つしかないのか、それしかないんですか、この辺はどっちですか。

○ 議長（宮平喜文）

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

先ほども答弁したとおり、県の主導で撤去に向けて今動いておりますので、我々としてどうのこうのという回答は差し控えたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

中村 悟産業振興課参事。

○ 産業振興課参事（中村 悟）

それは相手方と県との念書だというふうに思いますが、それは沖縄県のほうで判断してもらいたいなというふうに考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

村長、一言お願いしたいんですけれども、この間、卒業式に来られたと思いますけれども、そのときにその景観状況を見てどう思いましたか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

これも毎回で大変申し訳ないんですが、あの状況はいけないというふうに思っております。私どもといたしましては、座間味村行政としてできることをしっかりとさせていただいて、あとは県にお任せをしているということでございます。特に阿嘉島に住んでいる皆様方からすると、私は座間味に住んでおりますので、本当に歯がゆいところがあるかと思うんですが、これもなかなか権利の問題であつたりというところもございまして、私たちも非常に同じ思いをしているということだけは御承知おきいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。早めに片づけるような形で動いてほしいなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、道路拡張についてです。阿嘉島、前の浜に沿っている道路についてですけれども、その道路の状況は今歩道ありません。大型車は2台通りません。軽自動車がやっとということで、この辺は繁忙期になるとかなりの観光客でキャスターを引っ張っている方が多いんですよ。歩道もないわけですから、車が来たらどうするのかと。路肩の上にこのキャスターを上上げて車が通るのを待ったりとか、そういう形で

通している。その状況を見ると、やっぱりあれではいけないだろうと。なおかつ今年の冬に入って阿嘉島は工事がすごく多かったんです。今も続いていますけれども、工事にはみんな大型車を持ってきます。この前を通っているんですね。大型車同士がすれ違ったんですけれども、私はちょうど後ろにいたんです。お互い誰も譲らない。頭をずっと突っ込んでくるんですよ。それでこの大型車同士、誰が優先、誰が引いていくのかというのでもうにらみ合いなんですよ。これが15分ぐらい続いていました。そういう状況なんですよ、今。歩道ありません。今部落のちょうど真ん中にホテルもできるみたいですので、そういう道路状況がもっとどんどん悪化するんじゃないかなと。それをやっぱり道路拡張、なおかつ歩道を造ってほしいというのがありましたので、この辺について村長、お願いしたいんですけれども、何か一言。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

3日間よろしくお願いします。前の浜の道路については、道路の両側が保安林と海浜地区になっております。拡張するには保安林解除や所要の法定手続が必要となります。今回初めて垣花議員からこういう要望を聞いたのですが、今までこういう要望を聞いたことがありませんでした。地域住民から強い要望がありましたら検討しますが、現時点では拡張の検討はしておりません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

去年はバス運行も実験に入っていましたけれども、そのときにも一方通行状態、そういうことでした。それは住民から訴えない限り、解消するということはあるかないことですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

そういうことではなくて、例えば住民によっては、そこはそのままでもいいという方もいらっしゃいます。話を聞いたことがあります。ここを拡張する必要性はありますかというお話を聞いたんですが、その方はそのままの形でもいいという方もいらっしゃいました。なぜかと言えば、そのままであれば見通しが効いていると。向こうから来る車は譲り合いで止まって、行ったり来たりできるぐらいの交通量しかないということと、あまり拡張してしまうとスピードが出過ぎるんじゃないかなというお話もあって、その方はそこまで必要性はないんじゃないかなというお話でした。先ほど言った強い要望があればというのは、住民の総意があってそういうふうに造りたいという要望があれば検討して、計画していきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

座間味はできていますよね。海岸沿いには歩道もありますよね。全く同じ条件じゃないですか、これ。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

言われているのは、多分阿真線の件だと思いますが、交通量がまず違うということと、保安林が両側に張りついているということ、また地域住民から強い要望がなかったということで検討していないということであり、地域住民から強い要望があっても、例えばあの地区というのは景観がすばらしい景観です。道路と

浜との景観を考えた設計等も考えられるのかなと。もしやるとすればこの歩道の形とかそういうものを住民と話して、もし拡張するのであれば検討していくことが必要ではないかなと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これから先どんどん発展していくわけですから、今の段階では私としては造らないと事故が起きると。歩道もないですから事故が起きてから対策するんですか。別にそれでいいですよ。そう思うのでしたら。バスの試験運転も去年やりましたよね。そのときの不便さというのは、ものすごく不便でした。車が相当後ろまで待っていましたから。それでも取り入れないというのでしたら、これは仕方ないと思うんですけども、これはおかしいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

やらないという発言は一言もさせておりませんので、そこは御承知おきいただきたいと思っております。座間味にあるけれども阿嘉にはないということではなくて、座間味に造ったときの背景、新しい道を造った時代背景も違いましたということもあるので、歩道がある大きな道が、例えば座間味阿真線だったりということもありますので、そこはお互いしっかりと現状を把握しながらやっていきたいと。私の施政方針で述べさせていただきました。道路台帳を整備させていただきます。優先順位をつけて皆様方から御要望のある後原線についても、しっかりと検証をして優先順位をつける中で道路整備をさせていただきますので、阿嘉の前の浜の道、議員おっしゃるような必要性があるという意見。それとそうじゃない、そのままでいいんじゃないかという意見があるという話も聞いておりますので、いろいろな視点で先ほど言ったバスの実証実験のときの問題点も含めて、しっかりと検証をしていきたいと思いますが、やはりこういった公共施設を造るとき、特に道路なんかは大きくなるとスピードの問題だったりとか騒音の問題とかもありますから、慎重に私たちも議論をしていかなければいけないという立場ではございますので、ぜひ垣花議員におかれましては、今回の議会以降もこの必要性については一般質問以外でも取り上げていただいて、どんどん必要性を私たちに訴えていただきたい。私たちはしっかりとそれを受け止めた上でどうしていくかという議論をさせていただく中で、この問題の解決、大きくするだけではないのかもしれませんが、ここの前の浜の道路について、いい方向性を見出ししていくことが、私たち執行部と議会の関係性の最たるものではないかと思っておりますので、これからも議論をさせていただければと思っております。繰り返し話をしますが、やらないということは一言も言っておりませんので、そこは御承知おきいただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

まず歩道から先に造るような形で進めるような形で、私も一般質問で頑張っていきたいと思っております。まず一番の最優先は歩道ですね。それで一般質問をこれから出させていただきます。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

分かりました。次に空き家対策についてです。空き家対策のその後の進展をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

午後もよろしく申し上げます。空き家につきましては、以前にも答弁させてもらっております。所有者が不明、相続者が見つからない建物を空き家として認識しておりますので、前回から引き続き、こちらのほうでの進捗という報告をするものはありません。しかしながら1月ですか、阿嘉区の行政懇談会においてもそういった質問がありまして、行政懇談会でも同様に答弁してもらいながらも、そういった状況の空き家があるとか、家に困っている人がいて借りたいんだけどもというお話があって、どうしても個人と家主でやりづらいところがあるのでしたら、村のほうも協力して入りますので、そのときは御連絡いただきたいというふうに阿嘉区の行政懇談会では報告させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

阿嘉区のほうで空き屋がまた増えていまして、今31軒あります。これから先ますます増える一方なんです。やっぱり日本全国でも全国的に人口減少が起きているんですけども、東京と沖縄の人口はまだ維持しているわけですから、ちょっと増えているぐらいです。でも専門家によると、あと4年後には沖縄も下がりぎみに入るとデータが出されていますので、ますます離島はもっと減っていくと思うんです。こういうのから対策していかないと、やっぱり先ほど西田議員も言っていましたけれども、学校も廃校になる可能性もあるわけですね。こういう人口が減ってくると。そういうのも一番大事なことなんです。今、空き家を対策するのが、学校の生徒が減る対策もできると思うんです。今の現状を見ていると。阿嘉島に住みたいけれども住むところないと。本当に抱えています。そういう連絡もいっぱいいただいています。私たち住民も総出でみんな動いています。一軒一軒当たって、知り合いを通してどうなんだろうと。今一応2つは解決しました。それで2つは解決していますけれども、その解決方法がやっぱり一個人というのがなかなか前に進まないというのがネックなんです。この辺を行政側がちょっと動くと、やっぱり向こうも動きが早くなると思うんです。これはどうしてかと言いますと、個人で行くのと行政が動くのは、行政側にはやっぱり信用度があるわけです。その辺をうまく行政をそういう形で住民と一緒にやって一体化して、それを解決していけるような形で、行政のほうも努力していただきたいなと思うんです。その辺についてお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今2軒解決したということ、本当にありがたいと思っております。特に座間味村の中では阿嘉・慶留間の人口減少が座間味と比べると著しくて、どちらかと言えば座間味はキープしているか、ちょっと上がっている。阿嘉・慶留間のほうは人口減少に歯止めがかからない状況があるということは、私どもも承知しておりますし、前回の意見交換会、地域住民の皆様との話でも出ておりました。住宅に関する問題も出ておりましたので、私どもとしましては、真摯に対応していきたいと思っております。空き家の問題は、まず先ほど総

務課長からも話がありましたとおり、なかなか実態を把握できない部分があります。今、垣花議員から頑張してほしいというところがありましたが、ぜひとも頑張らせていただきたいと思うんですが、この情報が私たちには入らないので、私たちが情報を取りに行くというのは、日々の業務の中でなかなか難しいところがございますから、ぜひともこういう案件があって、ここの地主とこういう方が来たいと言っているけれども家がない、そこにこういう空き家があるので連絡先も分かるから総務課長、間に入ってもらえないか、村長、間に入ってもらえないか、行政でちょっと間に入ってくれたら相手も納得してくれそうなんですよねという情報をぜひいただきたいと思います。その情報をいただいたら私たちもやるんですが、その情報なしの中でなかなか入らない情報を探しに行くというのは、普段のルーチンワークをさせていただいている中でそこまでというのが非常に難しいところがございますから、今回、議員から提案がありました、こういった場面で役場に入してほしい。ぜひとも私たちはお手伝いをしたいというふうに思っておりますので、そういった場合は、ぜひ御一報いただければと思います。繰り返しになりますけれども、情報がない中で私たちが手探りで来たいと思っている人を探すというのはなかなか難しいので、ぜひとも地域住民の皆様をはじめ、その地域、あるいは村を代表する議員の皆様方からの情報提供をよろしくお願いして、私どもはそれに基づいてしっかりとお手伝いをさせていただくという関係性ができればありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

よろしくお願いします。もう1件ですけれども、こういう空き家対策をすると、団地に住まわれている方々はやっぱり一軒家に住みたいんですよ。借りられないかという話もいっぱいあるんですよ。ですから団地から一軒家に住みたいというのは、そこを出た後にまた公営住宅もそういうような活用ができると思いますので、この辺をうまく回転させていけるような形で、ぜひ一緒に協力していただきたいなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

基本的な考え方としては、村長が述べたとおりですが、先ほど始めの冒頭で垣花議員から31軒の空き家あるというのは、やはり村としてはなかなか把握できない状況ですので、できればその31軒の資料と地図等で示していただければ、私たちもそういうのを取りまとめながら地主とまとめながら、そういった中で今村に住んでいる方が必要としている方、また新たに人口増を狙う対策もできると思いますので、そういった31軒の情報をぜひいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ますます増えていく一方ですので、今高齢者が一軒家に住んでいる方も何組かいますので、そういう方も空き家になるのかなというのが心配なんですけれども、この辺もまた空き家が増える一方ではなくて、何とかいい方向で進めていただきたいなと思います。

あと鹿対策についてです。今、鹿対策というのは、さんごゆんたく館でQRコードを使って観光客に鹿の撮影ができるというのがあったんですけれども、それで鹿が入っていたんですね。それを言って阿嘉島でまた鹿対策の話をしたらどうかなと思ったんですけれども、今実際に鹿の被害が多くて、農作物がほとんど荒らされている人もいるらしいので、それについて今後の鹿対策について、どういことを対策するのか、そ

の辺についてお聞きしたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

鹿対策というのは、鹿柵の話は今してもよろしいですか。鹿対策というのはどういうことですかね。鹿柵を設置してほしいというお話ではなくて全体的に鹿を。ということであれば鹿柵を設置してほしいというお話からまずさせていただきますが、鹿による農作物の被害については、これまでも鹿柵等の設置を行ってきたところであります。地域の今後の農業、阿嘉島の農業をどうしていくかという見通しとか、村の財政的な面も考慮して、現地点では新たな鹿柵の設置は検討しておりませんが、村としてちょっと大きな問題になっているのは、所有者と耕作人の契約の問題もあるんですけども、この契約がしっかりできていなくて耕作している。それが今後どうなるかという話もあるんですが、その問題において、現在、鹿柵が設置されている箇所は何か所かあると思うんですが、まずそこへ集約していくことで阿嘉島の作物を植える方々、そこでしっかり農業ができますよという話があって、そこからまた農業をする人が増えていく、私ももっと農業をしたいという方がいて、借りる方と所有者の権利関係がしっかり整って、どの範囲で鹿柵を設置するか、鹿対策をするとかという方向性が決まれば、そういう鹿対策もできるんですが、現時点ではこの見通しが立っていないということで、鹿柵の設置の検討を行っていないところであります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

以前は農業をやっているところが今完全に柵も取っ払っているところがあるんですけども、前は教育委員会のほうで管理していたということで、それは教育委員会の管轄ではないからできませんという話があったんですけども、その辺も農業をやりたいという方が出た場合には、これはできるんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

まず、令和6年度に地域計画というのを策定しております。その中でいろんな課題が出てきていて、まず農業をしっかり振興していくためには、所有者と耕作人がしっかり契約関係を結ぶこと、そこがまず整っていないと、そこを所有者と耕作人のやみ耕作の中でその中をしっかりと鹿柵で覆ったとして、後々所有者がその部分は私は貸せませんよという話がいっぱい出てきたときに、その部分の農地が活用できないという問題にもなってきますので、その部分からまず遊休地で所有者と契約者問題、そこら辺をしっかりと農業委員会とも連携して、そこがしっかりしていった中で座間味村の農業の振興をしていくということがまず大事なかなと。今言われている鹿対策については、例えば太郎議員の畑の周りをやります。だけれども次に隣の人私の周りも鹿柵をやってほしいと言う人が出てきました。またその周りもやります。こういう形になると鹿柵が無駄な形になっていきます。ですからちゃんとしっかりどの範囲を農業振興していくとか、後々座間味村阿嘉地区として農業を振興する地域として、しっかりこの地域は振興していきましょうという範囲を決めて、そこに鹿柵をするとかそういうところがしっかりとできないと、今の段階ではどの範囲を鹿柵して農業振興していいかという、こういう段階にまだ来ていないというのが現実であります。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

以前は農業をされて、今はおばあちゃん一人しか囲いをやっていないんですよ。大きな囲いをしていたんですけども、このおばあちゃん一人だけの囲いで、あとはこの辺からみんな取っ払って、農業をやっていた方も鹿が入るために辞めていったんですけども、これはやっぱり囲いをすればまたやるという人もいますので、この辺はよく地域を調査してぜひ話を聞いてください。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

農業はとても大切だと思っています。西田議員も一生懸命やっていただいております、西田議員にしましての話をするのもあれですが、シークワサーとかいろいろな形で一次産業の振興に努めているところを行政としてもお手伝いできればなと思っておりますが、先ほどの議会冒頭で次年度の所信表明でも申し述べさせていただきました。改めて読ませていただきますが、農業につきましては、令和6年度に現在の耕作者、これからの担い手、農業の所有者及び地域住民を交え、話合いの場を設け地域計画の策定を行っております。策定した地域計画を活用しながら、村の農業委員会と連携をしながら農業振興にも取り組むという所信を申し述べさせていただいておりますし、また令和6年度から引き続き新規就農者への支援活動や積極的なアドバイス、営農計画の策定など、農業の振興に向けた仕組みづくりを確立し、農業の振興を図ってまいりますということでございますので、農業委員会の考え方等も踏まえながら、先ほど話をした去年行われた地域計画等も踏まえて、適切に私たちができるところをしっかりとお手伝いすることで、農業振興を図っていきたいということでございます。鹿柵に関しましては、いろいろなハードルがあると思います。補助事業を使えるのかどうかということも含めてしっかり検討をして、造るのであれば、できれば補助事業を活用して造ったほうがいいですし、造った方がいいが就農する方が少なかったとか、鶏が先か卵が先かみたいなことにならないような環境もつくりたいものですから、農業委員会の皆様と連携をして、そういった地域計画を策定したというふうに私は認識しておりますので、そういったものも含めて農業委員会のアドバイスも聞きながら、しっかりとした対応をしていききたいというふうに思っておりますし、所管課に対してもそのように申し述べて話をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

あと自然環境に対して、赤土の流出、これは山奥に入っていくと今流れているタキバルの後ろのほうからは、鹿道が獣道に沿ってその赤土がウタハに流れているわけですよ。そういうのも海に赤土が流れるとどういことになるかというのは、大体環境省は分かると思いますけれども、サンゴが全滅するというのは当たり前ですよ。それが今ウタハの浜のほうを御覧になったらいいと思うんですけども、浜のほうがもう真っ赤になっているんです。流れた後に。そういう状況になっていますので、これを私は上のほうから見たんですよ。みんな獣道から流れている赤土です。もう完全に環境を破壊していますよね。これは一刻も早く対策しないといけないんじゃないかなと思います。

あともう一つは、昔あった植物はほとんど座間味島にはあって阿嘉島にはないというのが、もう阿嘉島のあぜ道にはヨモギとか、ハマガオとか、ニガウリ、アザミ、山イチゴ、グミ、ギーマの木、チカシの木とか、ああいうのもほとんどなくなってきました。本当に山の木から小さいヨモギ、あぜ道に昔は生えていたんですよ。これもほとんどないです。もうみんな食い潰されています。この辺をどう対策するかというのを、元に戻せる方法があるのかというのを皆さん研究していただきたいなと思います。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと私たちもなかなか研究ができるほどの知識を持ち得ておりませんので、どこが主管課になるか分かりませんが、先ほど鹿の話からいきますと、産業振興課のほうを通じて環境省にその実態調査なり、現状把握をしていただけないかという申出をまずはさせていただきたいと思っております。そういった中で環境保全、あるいは座間味村は国立公園でありますので、環境省とも連携をしながら適切な措置を講じる必要があるのであれば、行政でできるところ、そして沖縄県でできるところ、国でできるところへしっかりとすみ分けをしながら、そういった対策にも取り組んでまいりたいというふうに思っております。鹿は地域指定の天然記念物ということもございまして、なかなかどう取り扱っていいか分かりづらいというところが、これまでの私たちの見解だったと思いますので、こういったところも含めてやっぱり整理をしていくところは整理をしていって、整理というのは物事の整理でございまして、鹿の整理ではございませんので、御承知おきいただきたいと思います。どういうふうな形でこれから地域指定がされているケラマジカと私どもが付き合っていくのか、アカジカにおいては観光資源にもなっておりますし、そういったところも含めて、総合的に判断を勘案していく中で、どういう取扱いをしていくのかというのを、いま一度整理する時期に来たのかなと改めて感じておりますので、環境省、関係機関とともに村の在り方について、例えば環境保全についてこれからの鹿について考えていければというふうに思っておりますので、逆に研究してくれじゃなくて、一緒に考えていただければ、私としてはありがたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

全国的に鹿が倍増しているらしいですので、日本の植物をみんな食い荒らされるんじゃないかというのがネットでも出ていますけれども、本当にこの辺は慎重に調べていって、皆さんと一緒に、特に阿嘉のほうはそういう被害が出ていますので、ぜひ行政と住民と一体化して、その辺と一緒に研究していただけたらいいなと思います。鹿をあんまり悪く言うのも阿嘉島の校歌の中にも入っているものですから、それで本当にちょっと苦しいところなんですけれども、ぜひよろしくお願いいたします。それでは私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

続いてまいります。続いて1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

こんにちは、3日間よろしくお願いいたします。通告書に沿って御質問いたします。

まず交流センター、この前の12月議会でも言ったんですけども、児童交流センターに放置されている4台のランニングマシンの移動についてお伺いします。現在、どのような進行状況か教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。12月議会でもお答えしましたが、平成30年10月に民間企業より寄贈いただいております。12月議会で役場内で協議してまいりますという回答をしておりますが、総務課と協議を行いました。村歴史文化健康づくりセンター、トレーニング室には置くスペースがありませんでしたので、置く場所が決定次第、移動を検討していきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

1 2 月にも私がごみと言ってしまって、村長に怒られたんですけれども、そのエニタイムフィットネスという会社は、メンテナンスをしてくれるという話でしたが、これはずっと十二、三年以上前のランニングマシンで、7 年以上も放置されているという事態。動くのかどうか、これはエニタイムに聞いたことはありませんか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

直接私は聞いておりませんが、動くものというふうに認識しております。私もあっちまでは言っていないので、歴史文化センターにあるマシンは、一通り私も一日 1 0 0 円で活用しておりますので動きますが、あれを移動していないので私はまだあれを活用していません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

私もフィットネス関係の方を何人か知っているんですけれども、私も那覇のフィットネスに一応通っています。それで聞いたところ、こんなに長く放置されている機械は使えないという答えでした。本当にランニングマシンをせっかく寄附していただいているということで、使えるのか使えないのかを含めて、今後どうするのかということも早めに検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ごもっともだと思っております。私としてもしっかりと使える環境をつくりたいなというふうに思っております。御指摘のありましたことはしっかりと踏まえてやっていきたい。ちなみにエニタイムフィットネスの中では、エニタイムフィットネスというフィットネスクラブは世界チェーン店でございまして、1 0 年前の話で記憶を戻しますと、国内では当時 4 0 0 店舗あったということでございます。そのエニタイムフィットネスを運営している日本の会社でございしますが、同じグループですが、そこがヘルシア・アイランドプロジェクトということで、離島とか過疎地域、フィットネスクラブがない、そこにアプローチができない住民のために何かお手伝いができないかということで始めたのが、今回の私たちがもらった経緯でございまして、その第一号ということでもありました。そういったことも含めて、しっかりとエニタイムフィットネスジャパンの皆様方の御厚意に応えるべく、しっかりと寄贈されたものについては活用できるような環境づくりを早急に進めてまいりたいと思っております。今あるマシンにつきましては、使えるものなのかどうか、今でも使えるのか、ちょっと不具合があるのであれば、しっかりとメンテナンスをすることでしっかり使える場所に置き、そして村民の皆様をはじめ、多くの方々に御利用いただくことで、所期の目的が達成できるような環境づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

ぜひメンテナンスの件もあります。本当にごみにならないようにしていただきたいというのは村民の希望

ですけれども、せっかく頂いたものです。場所もそうなんですけれども、今後こういう寄附を頂くときに、やっぱりそのところをよく考えてから頂いていただきたいというのは村民の思いです。よろしくお願いします。

続きまして、健康づくりセンターの利用についてです。今年も公営財団法人セーリング連盟が行う冬季キャンプが実施されました。トレーニングルームやシャワー等、健康づくりセンターを利用し、今まではあの施設は村が管理で、セーリングチームが自由に使っていました。しかし昨年9月より株式会社リンクワークス様が管理委託をされ、フィットネスやジムなど、管理者がいることにより村民も徐々に健康増進のために活用していました。この事業者も村民のためにいろいろ健康のためのプログラムを始めようとした矢先でした。しかし合宿が始まると村民が自由に使える時間が限られてしまい、セーリングチームの合宿ということで使用できなくなったりしておりました。健康づくりセンターは、誰のために建てられた施設でしょうか。村長、お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

基本は座間味村民及び利用したいと思っている方々だと思っておりますが、先ほど来ありますセーリングの関係者の皆様に関しましては、地域活性化、あるいは座間味ではサップがはやっておりますが、そういった方々とのコラボレーションの中で多少なりとも若い子供たちが刺激を受けて強くなったと思っておりますので、そういったことも総合的に勘案してセーリングの皆様が使うのも重要だと考えております。全日本のセーリングの合宿は、歴史文化センターの構想ができる前から座間味村で合宿をしておりましたので、その中で天気が悪いときとかそういったときにも使える場所があったほうがいいという話もありました。そういった意味で言いますと、基本は村民の皆様というところではございますが、やはり日本国を代表して世界に羽ばたいていこうとしている日本人のセーリングの皆さんに対しても、しっかりとお手伝いをするというのが補助金を頂いている立場もございますので、私たちはお手伝いをさせていただきたいというのが私の基本的なスタンスでございます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

では観光課の課長にお聞きします。今回の合宿は何日間でしたか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今年度のセーリングの合宿につきましては、12月上旬から2月末日まで行われておりました。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

何日間という日にちは。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

すみません。出たり入ったりの日程でしたので、今すぐ何日間というのは把握しておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

来年度、令和7年度はどういう計画があるか分かりますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

先週、セーリング代表のコーチの方とお話ししまして、具体的な計画はまだいただいていないんですが、令和7年においても11月頃から合宿を行いたいという話はお伺いしております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

そうすると、その時期はやっぱり村民は使えないということになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

まず今年度におきましては、私たち村とセーリング連盟との日程調整不足があり、また歴史文化の指定管理者との行き違いもあり、指定管理者、村民に対して御迷惑をおかけした部分もありますが、今年につきましては、指定管理者、セーリング連盟、村としっかり連携を取って調整してまいりたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今まで外部委託されている前は、セーリング連盟が本当に使い放題だったと思います。これは無料で使っていたんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

令和3年3月25日付で日本セーリング連盟、沖縄県、座間味村との三者で協定を締結させていただいております。協定の内容としては、オリンピック大会を見据えた冬季キャンプの実施、座間味村といたしましては、キャンプへの協力、施設の提供、関係機関への協力調整、環境整備と可能な範囲での予算化努力、地域住民との交流の場の設定となっております。施設については免除という形で利用させていただいております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

今回、今まではそんなに健康づくりセンターには行っていなかったんですけども、先ほど言ったように、ちょっと体を鍛えようかなということで何回か通ったときに、たまたまセーリングの方たちもいらっしゃって、本当に水とかかなりたくさん使うという話も実際に私も見ましたし、そういう話もお聞きしました。この協定書があるということで、私もいただいたんですけども、県とセーリング連盟と座間味村の三者で協定しています。やはりこの協定書を見ると、村はセーリング競技の合宿にいろいろ協力しなければいけないというそのような協定書だと思っています。全体を見ても。その中で第1条のキャンプの実施に当たり、座

間味村の海域及び施設を可能な限り利用すると。または冬季キャンプ実施及び強化センター認定に向けて、次の実施に努めるとして、村は管轄する施設提供努力、または関係機関の協力調整への依頼、そして強化センターに認定するための環境整備及び可能な範囲内での予算化努力が村に課せられております。この協定書が結ばれたのが令和3年3月25日です。これに対してこういう協定書を結んだということは、以前、議会にかけられたことはありますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議会に議案として諮ったことはございません。そもそも自治法の中で議決に値する内容ではないというふうに私は認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この強化センター認定のための協定書ですよね。この強化センターというのは座間味村は取得しているんですか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

強化指定地域として日本セーリング連盟から指定を受けております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この協定書の有効期限はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

有効期限は設けられておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

それでは、今現在委託されているリンクワークスと契約するときに、セーリング連盟の冬季キャンプ合宿については、条件に入っていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

特段そういう事項は入れておりませんが、とりあえず基本的には指定管理者の相手とは、村に対する行事に関しては基本的に免除ということで調整しております。一連の流れとしましては、ですので個別の案件では調整しているところはありません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この行事に関してということですが、セーリング連盟の合宿は行事なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

協定書に基づいてそういった免除とか行っていますので、基本的に指定管理のほうには一年中、例えば住民課で実施します健診とかも交えて、村がそうやって指示するものに関しては免除ということで指定管理のほうには契約時に説明させてもらっております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

免除という話が出ているんですけども、私たちは100円を払ってトレーニングしています。セーリングのほうは水も使っています。あちらの会社は清掃も大変だろうなと思うんですけども、もちろんシャワー室も使って燃料も使っているのかなと思うんですけども、電気代ももちろんそうです。これが先ほど言った今年の11月から来年の2月後半までであるという、結構長い時間ですね。これに関してもやはりこの協定書、これがとても村民を無視して村とセーリング協会が行っている協定書に見えてしょうがないんですけども、村民は踊りを踊るときも場所代は取られています。ただセーリングに関しては無料というのは、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

村長の裁量の中で減免措置をさせていただいているところでございますが、将来、国を代表する方々がここに来ていただくことでの相乗効果は大きいというふうに考えております。たとえばサップの子供たちと意見交換をしてもらったり、代表コーチと面談をしてもらったり、いろんなこともありまして、その直接的なものを使うことによって消費する部分に充てられる金額というのは確かに発生はしますが、それと別に相乗効果がある部分というのも含めて考えますと、そこは来ていただくことによって地域に何らかの還元されるものがあるというふうに判断をさせていただいておりますので、私のほうの裁量でこれに関しましては減免措置を行使させていただいているということでございますので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。ただ全く全てがタダではないということでございます。例えば貨物も一部は免除したりするところもありますけれども、払ってもらう部分に関して、それからトップアスリートは民間の民宿を使ったりということで、間接的にお金を落としていただいている部分もあるということは、ぜひ御承知おきいただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

でも村民が、例えばさっき言ったみたいに使うときには少し減免があるのか、今はほとんどないような話をしているんですけども、村民割引というのは確かにあります。ただ本当にそれも高いんじゃないかという村民もたくさんいます。そういう中で何でセーリング連盟だけ、国の組織であればお金もあるはずなんです。何でこんなに小さな島で資金がないということで、いろいろ村民からも使用料を取ったりしていて、そしてそのセーリングチームだけ無料、少しは払ってもらっていますとは言っても、村長、先ほど言ったあそ

この施設は村民のために造られているということをおっしゃいました。もっと村民に優しいことはできないのかな。なぜそのセーリングチームには優しくて村民には優しくないのかなというふうに皆さん思っています。そこのところよろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

そういう御指摘をどんどんいただきたいと思います。そうであれば私が直すべきところはしっかり直していきますが、別に村民からお金を高く取っているというつもりもございません。減免措置というのは私の裁量でさせていただいているというのは条例でも書かれておりますし、また使用料に関しましては、こう言う大変失礼かもしれませんが、議会の中で議論もさせていただく中でいろいろな使用料、そして村民と村民じゃない方の使用料の差別の在り方も議論させていただいております。これは歴代議員の先生の皆様とも話をさせていただいておりますので、その辺はぜひ御理解をいただきたいというふうに私のほうからはこれ以上申し上げることは差し控えたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

分かりました。今回 P T A でも先生方の送別会があります。それで P T A の会計監査もしています。施設使用料がすごく負担になっております。ぜひそこのところもセーリングチームに優しくできるのであれば、村民にも優しくしてほしいと思っております。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

村民に優しくしていないつもりは全くございませんので、そこだけは申し述べさせていただきたいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

次の質問に行きます。これは継続質問であります。座間味村が 2 件の損害賠償請求について、前に裁判を起こし決定しましたということを聞きました。その後についてお聞きいたします。どうなっていますか。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

お答えします。判決後の経過について御報告させていただきます。まず 1 件目の横領事件です。横領事件の刑事事件後の刑の確定後、その後に民事裁判の損害賠償請求に関して裁判を行いまして額が確定しております。それに伴い村としましては、個人の金融機関等の残高照会等を行いました。また村としても今後の当事者との支払いについての話合いを持ちたいということで、面会を数回試みましたが、面会を拒否されており話合いには応じておらず、さらに面会に応じるように村のほうからも文書を発送しておりますが、現在、返信がない状況となっております。

2 件目の補助金過払い請求事件に関しても民事のほうで額が確定しており、これも本人との連絡が不通となっております。この件に関して、現在、弁護士を通じて当事者の身分照会等を依頼しているところであり

ます。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

先日、ワイドショーでいろいろ大谷翔平の元通訳について裁判が行われたということでワイドショーをにぎわせていました。喉元過ぎれば熱さを忘れるじゃないんですけれども、座間味村も同じような事件がありました。しかしこれは終わったことではないと思います。村長、副村長の減給とありましたが、それで済むことではなく、2023年2月21日に懲役3年の求刑を受けております。そして実刑判決を受けて今服役中だと思われます。それで控訴して村は3、170万円の損害賠償を請求しているということでした。今後、この請求を取れる見込み等、どういう方法があるかとか考えておりますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

仮定の話はしづらいのでその部分の発言は控えさせていただきますが、今私たちが行っているのは、先ほど総務課長から答弁があったとおりでございます。1件目に関しましては、本人に会っていろいろな話をすべく足を運んでおりますが、本人から面談を拒否されている。それ以外にも返信用封筒を入れて本人に面談をさせていただきたい旨の申入れの手紙を数通送っているという状況ですが、それについての回答があったかどうかについては発言を控えさせていただきますが、そういったことも含めて、できることを一生懸命しておりますし、仮定の話はできませんが、とにかく私どもはその刑で確定した金額を2件目の話もそうですが、どのようにしたら回収ができるのかということで常に弁護士とも話をし、私も足を運んでいろいろとしているのが現状であるというところだけの報告をさせていただきたいと思いますし、また払わなければ払わないでいいさというふうに思っているわけではないということは、しっかりと発言をさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

先ほど、前の新聞で彼の言葉が書いてありました。「申し訳ないことをした」「逮捕されるかもしれない」と捕まる前の話なんですけれども、その後、横領した金を働いて返したいというようなメッセージも書かれています。私も実際、彼とはもちろん今は会えないし会おうとまではしてないんですけれども、そろそろ出所してくる頃かなというふうに思っています。そして若い方なので一生かけて返せない金額ではない、島で受け入れられないかなと思ったりしています。まだこれはもちろん本人とは話していないんですけれども、村にそんな寛大な気持ちがないか、島で働くというような。そして罪を憎んで人を憎まずじゃないんですけれども、今実際、彼は罪を償っているということで、もし出所したときには次の段階に行っていただきたいなと。そのときにこの島で温かく迎えられたらいいなというふうに私は思っています。そういう仕事をしながら少しずつ返していくようなことが村にそんな気持ちはあれば、お聞きしたいなと思っています。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

当事者は同じ島出身であり私の後輩でもございます。気持ちはあえて申し上げますが、罪を憎んでとかそういった次元の話ではない関係柄で私はございます。私の今の立場では、本人にはしっかりと罪を償うべ

く、今の立場を早く脱却することを願っておりますし、一日も早く支払いに対して真摯に対応していただきたいと思っているのが大前提ではございますが、温かく迎え入れるとか、ここで働きたいのだったらどういう形でという話に対しては、大変申し訳ないんですが、個人的な感情はございますが、私の今の村長という立場で仮定の話も含めてお答えするのは控えさせていただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

この島は本島から罪を犯して流されてきた島です。軽い罪人が流れてきています。その中でいろいろ調べると、昔、罪人と一緒に村民が暮らすということもありました。そんな歴史を思い出したわけで、そういったことができたらいいなというこれは私の希望なんですけれども思っています。よろしくお願いします。それだけです。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

過去の文献は私は関知しておりませんとは言いませんが、そういったことを含めて感情的な発言はこの場では控えさせていただきたいと思っておりますし、過去が云々だから今がどうだということも含めて、全てにおいて回答を控えさせていただきます。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

補足ですが、この刑が確定して損害賠償が終わった後、刑事告訴に関しては今服役中となっております、その民事が終わったからといって、私たちが何もやっていないわけではありません。しっかり面談とかどういうふうに本人から賠償額を回収するか、本人と面談するために方法を取りながら行っていますので、その額が確定して終わりではないということは、村のほうもしっかり認識してしっかり取れるようにという対策は取っていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

もう一つの質問に行きます。座間味港駐車場の今後についてお聞きいたします。進展がないのでお尋ねします。実際一年以上前からこの話をしているんですけども、皆さんが御存じのとおり、仕事のために置かれている車、自分の駐車場のごとく占領している方、車検切れの車が平気で置かれたり、またそれがひどくなるとそのまま放置車両という状態に陥っています。この駐車場自体が飽和状態であることは、誰もが承知だと思います。那覇に行く際、朝、阿真の集落の方は車で来ても止める場所がないというのは、日常茶飯事です。小さい離島は車庫証明がないため、そのようになっているのかなとも思います。県の施設だからと何もできないわけではないと思います。管理委託は村が受けています。管理者として住民と話し合い、ルールづくりをしたほうがよいと前も申し上げました。しかし残念ながら何も進展もありません。今後近くには歩道ができることになっています。ぜひ村民との話し合い、実効性のあるルールづくりを進めていただきたいと思います。行政としてはどのように今お考えかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。現在、座間味港港湾駐車場におきましては、船舶を利用している方以外の方が個人の駐車場のように入使用されており、ほぼ毎日満車に近い状況となっています。また数台ではありますが、不法投棄のように長年そのまま置かれている放置車両もあることから、持ち主には定期的に移動するよう連絡を行い、貼り紙も行っております。しかし持ち主が島にいない連絡が取れない方もおり苦慮しているところでもあります。しかしながら又吉議員の協力もあり、今年度においては3台の放置車両、所有者が分かる方では廃車処分を持ち主にしていただきました。今後につきましては、沖縄県と密に調整し、本来の港湾駐車場として利用できるよう、不法駐車撤去はもとより、駐車場使用においても船舶利用者以外は駐車しないよう周知徹底していきたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

船舶利用者以外とはいうことで聞きましたけれども、仕事で使う方もいらっしゃいます。もっと住民と密に話してルールづくりをしたほうが実効性はあるかなと思うんですけれども、そういった計画はありますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今現在はそういった計画はありませんが、近隣離島も同じような状況があるかと思ひますので、しっかり近隣離島の対応状況も確認しながら検討していきたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

本当に今飽和状態で、いっぱいいっぱいという感じがあります。もちろん座間味集落以外の人も使っているし、そういう部分ではここはこういう方たちが止める場所とか整理整頓とか、あと駐車許可書みたいなものを年間幾らで買ってとか、そういったいろいろな案が出てくると思うんですけれども、沖縄県との話合ひだけではなくて、村民とも話し合ってほしいと思ひています。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今後、区の総会とかありますので、そちらで今後意見を求めていきたいと思ひます。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

区の総会が近々あると思うので、ぜひ駐車場の今後について考えていっていただきたいと思ひます。

それから次の質問です。この名称がちょっと分からなかったんですけれども、先ほど村長の施政方針演説にもありました。複合施設ですか、これについてお聞きしたいと思ひていました。この計画、現在はどのぐらい進んでおられますか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

本日から3日間よろしく願いいたします。お答えいたします。まだ具体的には決まっておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

村長が書かれている方針演説の中に、歯医者是非常に皆さんが必要としているというような文言があったと思います。この歯医者に関してですけれども、前は歯医者がありました。でも今はいません。本当に村民はみんな歯医者が必要だと思っているのか、その事実、それを教えていただきたいんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

村民全員に調査をしたわけではないんですけれども、これまで通院している歯科医院がいいとおっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、一方で一人で外出することが困難な高齢者などは島外で通院できない状況です。歯の治療や入れ歯の調整ができない場合もあると聞いておりますし、また家族が多い子育て世帯は交通費、宿泊費の負担が大きくなっていると聞いております。要望は多いと認識しております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

それはいつ頃聞いた話ですか。昔ですか、最近なんですか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

最近です。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

歯医者はあったほうがいいんですかと聞かれたらあったほうがいいと多分皆さん答えるかなと思うんですけれども、緊急性のときはもちろん歯医者が必要というのもあると思います。しかし前にも私は言ったと思うんですけれども、近頃の歯医者は設備投資がすごいです。そしてレントゲン一つにしても進化しております。それから虫歯治療だけでなくインプラントや矯正など、いろいろな分野で今歯医者はすごくいろんな機械を持ってやっております。この間、たまたま渡嘉敷に行ったんですけれども、渡嘉敷には歯の診療所がきちんとありました。たまたま中のほうはお休みだったので見れなかったんですけれども、たまたま歯医者さんの奥様と話しました。そのときに座間味からも治療に来られていますよという話もちらっと聞きました。それはたまになんですけれども、とても暇だという話もしておりました。果たして歯医者をつくるより、運賃の補助とかそういったほうが私は現実的なのかなと思います。いざ歯医者をつくって村民が通わなくなったらどうするんだろうと、今までのこともありました。やっぱり好みもあります。通えない方とおっしゃっていましたが、もちろん歯医者呼んでやっていただくとか、そういう方たちには月に1回とかということもあると思うんですけれども、歯医者をつくるということには、私は自分の周りの人に聞いても必要ないという答えでした。この複合施設ができてからではとても遅いと思うんです。だから計画の段階で私はそのことを言いたいと思っています。そこをもうちょっと議論する必要があるんじゃないかなと思っています。よろしく願いします。村長、どう思いますか。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まさしく私が言いづらいところを言っていただきました。ありがとうございました。やはり通い詰めている歯医者がいいとか、もう何年もここに通っていますとかというところもあります。この先生のほうがいいんですということもあります。そういった意味ではまさしく議員がおっしゃったので私も言いやすくなりましたが、そういう意見があるのも事実でございまして、その歯医者の設置に関しても先ほどから施政方針でも検討するという話でございしますので、ぜひともこういう話を私たちが直接聞きづらい話しも教えていただけるとありがたいなというふうに思っております。ただ過去の議員の先生方からも歯医者がなくなってこの建物を建て替えるというのも一つのきっかけにはなったんですが、歯医者がなくなって非常に不便だからつくってくれという意見も多いよという話も議員の先生方からもあったのも事実でございます。そういった意味では、緊急性のある場合に歯医者があったほうがそれだけで言うといい。一方で設備投資等を含めて来ていただける歯医者常駐するのであれば、生活ができるほどの患者がいるのかとかというのも未知数でございしますので、本当にそこはしっかり慎重にやっていかないといけないと私も実は思っているところでございますので、福祉部門としっかりと連携をしながら、ただやはりそうは言っても社会的弱者だったりとか、いろいろな方々に対応できるような環境づくりをするのも私たちの仕事ですから、お金のことも大切に考えながら、財政面も大切に考えながら、真に必要な福祉・医療とは何ぞやというのを私自身にしっかり問いかけながら、この複合施設の詳細についても検討を進めてまいります。さらには予算が伴うものですから、議員の先生方にももちろん予算案として御提示しますので、そのときにも逆に予算になったら今頃かと言われるかもしれませんが、予算として出る場合も含めてなんですが、その前からいろいろな議論ができればいいんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、この件に関してはいろいろな御意見を拝聴させていただきたいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

あともう 1 件、歯医者のほかに給食センターということが書いてありました。給食センターというのは学校からとても離れている場所だと思うんです。今のある場所が一番ベストだと。学校のすぐ隣にあるのが一番ベストだと思っています。この話を村民にした場合、「えっ、こんなところに造るの」みたいな感じで話がありました。ただ本当に計画を立案する前には意見交換会とかアンケートとか、またいろいろニーズ調査をした上で計画をちゃんと立てて、それからじゃないと建物が建ったら 30 年間そのままです。やはり造る前にきちんと検討をしていただきたいと私は思っております。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議員の先生方に諮らないといけないもの、あるいは住民の皆さんの意見を聞かないといけないもの、それと私たちでしっかりと精査をしていかないといけないもの、いろいろあるかと思っておりますので、その辺はしっかりやっていきたいと思っております。例えば距離の問題で給食センターは近くにあったほうがいい、利便性を考えたら近いほうにあったほうがいいんですが、それを言うと座間味に造った場合は阿嘉・慶留間は遠いよねという話にもなりますし、何をもってというところはしっかりと整理をして議論をさせていただきたいと思っております。給食・配食を一緒にしたいというのは合理性、予算の縮小化、それと働き手の少なさとい

うことで、1つの生産ラインと言いますか、調理ラインができることで、より少ない人でより少ない予算で設備投資と言いますか物を造って、より少ない人でも給食・配食ができる環境を整えるという大前提から給食・配食を一体化という発言を私はさせていただいておりますが、最終決定ではもちろんございませんし、私としては給食・配食に関しては1つにしたほうが絶対いいと断言できるぐらい思っております。歯医者とは違ってですね。そういったところも含めて、教育委員会にも絡むところではございますので、教育委員会とも連携をしながら、まだ白紙とは言え意見交換は職場内の中ではさせていただいておりますので、ある程度、皆様方に開示ができるような資料が整いましたら、またその都度、御報告と言いますか話をさせていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

1 番 又吉文江議員。

○ 1 番（又吉文江議員）

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

引き続き一般質問を行います。6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

こんにちは。3日間お願いします。この後の日程もありますので、速やかに伺っていきます。

1 点目です。各学校のエアコンについて幾つか伺っていきます。エアコンの設置から5、6年たっているようですけれども、まだクリーニングを一度もされていないようです。まずは各学校のエアコンの台数を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。座間味校におきましては、大型のエアコンが13台、小型壁掛け用が17台、計30台。阿嘉校におきましては、大型が11台、小型の壁掛け用が11台、計22台。慶留間校におきましては、大型が7台、小型壁掛け用が10台、計17台で合計69台となっております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

大型はこういう感じの大型ですよ。これが31台、小型壁掛けが38台。大型のほうは自分たちで掃除というのはかなり厳しいと思うんですけれども、学校に伺ったところ、小型の壁掛けのほうはフィルターの掃除だけは定期的に行っているみたいです。ただやっぱり御承知のとおり、フィルターだけではカビや菌などは防ぐことはできませんので、座間味にもクリーニングの専門業者がいるんですけれども、それは御存じですか。私も2年ほど使った自宅のエアコンをクリーニングしてもらったんですけれども、水を見たら想像以上に汚れていまして、ちょっとかなり引いたんですけれども、自分でも2年使っている間に洗浄スプレーを使ってクリーニングしてきたんですけれども、やはりきれいに落ちていなかったんだなと思って、このク

リーニングの洗浄スプレーも気休めにしかならないことがそのときに確認できました。その座間味の業者は、料金なんですけれども、2台以上ですと割引もあって、お掃除機能付とそうじゃないのがあるんですけれども、お掃除機能付で1万円ちょっと、機能なしですと8千円ぐらいまでは調整してくれるという話を伺いました。台数は多いのもっと割引はきくと思うんですけれども、今聞いてみたら壁掛け用は教室の子供たちが使っている教室になると思うんですけれども、これが今38台なので、そこまで大きな予算はかからないと思いますけれども、できるだけ地元の業者に受けてもらいたいです。都合がどうか分からないので本島にも格安の業者はありますけれども、ぜひ検討をお願いしたいと思います。健康被害を起こすおそれもありますので、ぜひ1台1台きれいにクリーニングをしていただきたいんですけれども、その見解のほうを伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

清志議員の御指摘のとおり、今まで大がかりになるクリーニングは一度も行っておりません。エアコンのクリーニングにつきましては、各学校と協議の上、検討してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

あと数か月もすればエアコンもフル稼働になります。今までつけていない分、またさらにほこりやカビ、菌が付着していると思います。できるだけ早めに対応をお願いしたいと思います。

それに関連した次の質問なんですけれども、エアコンの効き目をよくするために、今カーテンなどをつけて工夫をしておりますが、やはり家庭用のエアコン1台ではまだまだ効き目が足りないようですので、窓に断熱フィルムを貼ってエアコンの効き目を上げてほしいんです。特にどの校舎も南側の日差しがきつと思います。その南側だけでも貼っていただければ効果が出てくると思うんですけれども、そこら辺はどうですか。見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

断熱フィルムにつきましても、まず現状を確認して各学校と協議して検討してまいります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

そのフィルムもピンキリありますので、ぜひコスパの高いものを探していただいて、先ほど言ったクリーニングとこのフィルムをダブルで対応していただければ、かなりランニングコストも抑えられると思いますので、ぜひ早めに対応をお願いします。

3つ目は、以前にも要望しました、座間味校の美術教室のエアコンの設置についてですが、こちらの美術室は子供たちからも暑くて暑くて授業にならないと、度々話を聞かされておまして、中には「いい作品ができないよ、おじさん」って笑いながら話す子もいたんですけれども、先生も割と辛いそうです。もう暑くて。ただこの質問を提出後に新年度予算をいただいて中を確認してみると、教育費の備品購入費が25万6,000円組まれていたので、課長に問合せしたところ、その美術教室のエアコンの設置の予算を組んでいると後で伺ったので、後々の子供たちと先生の笑顔が浮かんできたんですけれども、その予算の内容はどんな

感じになっているか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

令和7年度予算にてスポットクーラーという小型といいますか、普通のクーラーではなくてスポットクーラーというのを2機予定しております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

この美術教室のクーラーに関しては、去年か一昨年か一度一般質問に上げているんですけども、どうしても教室の造りが悪いから壁掛けが設置できないと。私もそれをそれから二度教室を確認して、地元の業者ともちょっと協議してみたんですけども、電気の容量とかいろいろ問題があるかもしれないということで、今課長がおっしゃったクーラーになったんですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

御指摘のとおりです。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

分かりました。このクーラーがどれぐらい効き目があるか、ちょっと使ってみないと分からないんですけども、この予算が通って2台設置ができれば、現状よりは授業を受けやすくなると思いますので、ピカソ並みのいい作品ができると期待しております。あと設置の際に、このスポットクーラーだとメンテナンスが少し変わってくると思うんですけども、そこもしっかりと業者から説明を受けて、先生たちにも継続できるようにお伝えしてください。エアコンについては以上です。

続きまして、幼稚園の件です。全国的にも幼稚園に限らず教員不足が続いていて、深刻な状況となっています。当村でも年度によってはぎりぎりの状態で、教育委員会も度々頭を悩まされていると思います。次年度、情報によるとさらに1名減となりそうです。これがうわさの段階なんですけれども、まだ私の耳に入った部分はですね。もしそれが減だとすると、子供たちばかりか今の幼稚園の教諭にも負担がかかり悪循環に陥っていきます。何とかこの状況から脱却しないと幼稚園の存続にも関わってくると思うんですけども、今後の対応を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

お答えします。幼稚園の教諭資格者採用につきましては、他市町村とも難しいという報道等もあります。本村においては、去年、幼稚園職員が7月頃に退職しました。退職後、すぐに募集をしましたが応募はありませんでした。委員会としましては、園長や教諭から要請を受け、委員会職員が交代交代で9月頃から10月にかけて約1か月、短時間ではありますが応援体制を行ったこともあります。それに向けて令和7年度採用に向け、去年の11月から会計年度任用職員の募集を行いました。1人の応募がありましたが、辞退するという連絡を受けてショックを受けております。募集については一旦締め切りましたが、早急に再度募集を

してまいります。以上です。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

募集をかけて1人決まって辞退になった原因とかそこら辺をお分かりでしたら。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

原因というか採用通知を早く出しまして、いろいろと話を進めていましたが、向こうから一方的に今回は辞退しますという電話連絡があったという状況です。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

それは本当に残念な話ですね。報酬については規定とかほかの職員とのバランスがあるので、簡単に調整をしてというわけにはいかないと思うんですけども、やはりほかの自治体にはないような座間味村で働く魅力とかメリットをどんどん打ち出して、とにかく資格保有者の目につくようなアイデアを出さないと、今の情報源だけでは少ないと思うんですよね。今村のホームページのトップから住民用の暮らしのページに行くと、職員採用についてと黄色いバナーがあります。ただせっかく目立つように貼りつけているんですけども、内容が令和6年度の沖縄県離島町村職員採用共同試験の案内なんです。これがいまだに載っています。サイト内で委員会のを探そうと思っても、私が不器用なのか探せなかったのでサイト内検索で教育委員会を打ち込んで、やっと委員会のページに入れたんですけども、これも令和7年度の会計年度の幼稚園教諭の募集という感じだったんですよ。それでなかなかやっぱり探しにくいので、極端な話、役場のトップページにバナーを貼りつけて、幼稚園教諭に関しての目的じゃない人でもちょっと覗いてみようかなと思わせるぐらいの募集要項をたくさんの人に見てもらって、アンテナを張りまくらないとこれはちょっと危機じゃないかなと思っています。求人広告については、幾つか方法があると思うんですけども、これまでどのようなアプローチで出していますか。

○ 議長（宮平喜文）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

以前ではありますが、大学のほうに募集要項等を送っての募集等も行ったことがあります。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

その大学のほうは、以前私のほうも聞いております。今大学に募集ができない理由は何だったんですか。今はやっていないですよ。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

今ができないではなくて、すみません、私の勉強不足でそこまではたどり着いていなかったです。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

分かりました。今できないんじゃないなくて、そのときだけができたという感じの理解でいいですか。あと職業安定所、ハローワークも見たんですけども、やっぱりこの行政職というかこれはハローワークには出せないんですか。どこの自治体も民間のやつだったらあったような気がして、どこの自治体も不足しているはずなのに、そんなに細くなかったんですけども、ハローワークにはこの募集はかけられないんですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

かけられないか、かけられるのか分からないのですが、勉強します。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

やっぱりこれだけ教員不足なので、本当にいろんな手を打ってアプローチしなくちゃいけない。さっきも言ったんですけども、やっぱり座間味村で働く魅力とかメリットを組み込まないと、今の感じで集めるのも厳しいんじゃないかなと思います。最低でもこれは個人的な意見なんですけれども、車両の必要のない住宅の保障は絶対条件かなと思っています。車も持ってこなくちゃいけないとなると、これはほかの職員とのバランスも確かにあると思うんですけども、あくまでも極端な例です。例えば特典をつけてマリンレジャーの割引券とか、ダイビングのライセンス取得の割引券とか、ちょっとした家電の支給とか、家族連れなら準備資金とか、本当に極端な例ですよ。こういう何か特典をつけて引き寄せるのも手段だと思うんですけども、こういう特典的なものをつけてというのも可能なんですか、ちょっと伺います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

まず1点ですが、今特典と言いますが、新採用職員もそうですが、今採用職員に対して引っ越し資金の支給要項を策定して、令和5年度から支給をしております。また特別職、要は保育所とかこういった資格ありに関して、会計年度に対してもそういった引っ越し支度金は支給できるような要項になっていますので、そういった制度もありますので、そういったのも活用できるのかなと考えております。会計年度なんですけれども、基本的には採用職員になるんですが、この幼稚園教諭とか資格保持者に関しては会計年度も適用されますので、そういった特典はあるというのは御理解いただきたいと思います。また要項に関して、例えば年度途中から来るというのは難しいかもしれないですが、こういった資格保有者の職員に関しては、移住体験ツアーの要項とか恐らく策定していると思いますので、まずはここに1回来て見ていただくとか、その中でマリンレジャーを楽しんだりとか、座間味村を知ってもらってここで働いてもらおうという計画もできると思いますので、こういった情報も委員会と情報提供しながら村長部局のほうでも教育委員会のほうへ手助けができたかなと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

今総務課長からもありました引越し資金とかそういうのは募集要項には書かれている様子はなかったんですけれども、どうですか。

○ 議長（宮平喜文）

糸嶺直生教育課長。

○ 教育課長（糸嶺直生）

募集要項には記載のほうはしておりませんでした。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

分かりました。そこら辺も含めて、ほかの自治体、ほかの委員会も先ほどちょっと言っていたんですけれども、こういう募集要項とかもチェックしながら、いろんな様々なアプローチを探りながら、子供たちの教育、そして何より安全確保のためです。そこら辺も今総務課長もおっしゃっていたんですけれども、村長部局とも協議して、教諭の確保に全力で取り組んでください。よろしくお願いします。

続きまして次の質問に行きます。阿真港の舗装についてですが、ちょっと画像があれば非常に分かりやすかったと思うんですけれども、阿真の港と村営住宅の間のエリアです。そこが何らか理由はあったかと思うんですけれど、なぜか中途半端な舗装になっていまして、舗装されていない場所の北側に村営住宅が建っているものですから、海から南風が強いときに砂ぼこりが舞うこともあるらしくて、洗濯物が干しにくい日も度々あるようです。またマリレジャーの業者の車両もお客さんの送迎の関係で、よくそのエリアを利用しているんですけれども、特に繁忙期は車両の出入りも多くて、沖縄はよくスコールもあるんですけれども、そのときにはやはり地面がどろどろになって、お客さんも滑りやすく車も汚れて印象がかなり悪くなります。そこまで広いエリアではないので多額の費用はかからないと思いますから、ぜひ対応をお願いしたいんですけれども見解を伺います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

お答えいたします。実は平成30年の阿真区総会要望事項として、舗装の要望が出ておりました。当時の村の回答といたしましては、そちらの場所が阿真区の所有土地になっているため、阿真区で検討していただきたいという旨の回答をさせていただいております。しかし今後、阿真区から相談等があれば検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

分かりました。そこは私が阿真区と直接相談してもいいんですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

そうですね。阿真区の土地になっておりますので、阿真区の区長あたりにお話ししていただければと思い

ます。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

阿真区から要望を出していただければ進めやすいということですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

基本的には、阿真区の土地になっていきますので、阿真区の予算でやっていただくのがベストだと思うんですが、やはりこの御時世、物価高騰もありますので、もし話があれば検討したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

分かりました。私もちょっと中に入っているいろいろな協議を進めてまいりますので、そのときにはぜひ相談に乗ってください。私からは以上です。

○ 議長（宮平喜文）

そのまま続けます。

日程第 7．議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度座間味村一般会計補正予算（第 6 号））から議案第 15 号 座間味村使用料条例の一部を改正する条例についてまで提出議案の一括説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

それでは議案第 1 号から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、せんだって行われた全員協議会の中で説明をさせていただいておりますので省きます。そちらは御理解いただきたいと思います。

議案第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第 22 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村一般会計補正予算第6号（別紙）

【専決処分理由】

令和6年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に基づき本予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年12月27日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,196,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		293,950	41,114	335,064
	2 基 金 繰 入 金	179,858	41,114	220,972
歳 入 合 計		2,155,571	41,114	2,196,685

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		36,781	232	37,013
	1 議 会 費	36,781	232	37,013
2 総 務 費		557,114	4,085	561,199
	1 総 務 管 理 費	502,173	2,968	505,141
	2 徴 税 費	19,590	668	20,258
	3 戸籍住民基本台帳費	29,356	444	29,800
	4 選 挙 費	4,682	5	4,687

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		199,704	2,546	202,250
	1 社 会 福 祉 費	144,715	2,546	147,261
4 衛 生 費		178,153	3,046	181,199
	1 保 健 衛 生 費	92,149	454	92,603
	2 清 掃 費	86,004	2,592	88,596
7 商 工 費		172,566	1,656	174,222
	1 商 工 費	172,566	1,656	174,222
8 土 木 費		210,006	△889	209,117
	1 土 木 管 理 費	22,662	△1,070	21,592
	7 空 港 費	21,495	181	21,676
10 教 育 費		348,322	5,465	353,787
	1 教 育 総 務 費	205,041	1,760	206,801
	2 小 学 校 費	59,097	2,391	61,488
	4 幼 稚 園 費	38,416	572	38,988
	6 保 健 体 育 費	34,540	742	35,282
13 諸 支 出 金		186,773	24,973	211,746
	2 公 営 企 業 費	186,773	24,973	211,746
歳 出 合 計		2,155,571	41,114	2,196,685

議案第2号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

令和6年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に基づき本予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年12月27日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰 入 金		34,951	300	35,251
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,951	300	35,251
歳 入 合 計		217,628	300	217,928

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		17,320	300	17,620
	1 総 務 管 理 費	17,292	300	17,592
歳 出 合 計		217,628	300	217,928

議案第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第24号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算第5号（別紙）

【専決処分理由】

令和6年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に基づき本予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年12月27日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和6年度座間味村船舶事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村船舶事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入			
第1款	船舶運航事業収益	1,064,257千円	24,973千円	1,089,230千円
第2項	営業外収益	395,553千円	24,973千円	420,526千円
	支 出			
第1款	船舶運航事業費用	978,619千円	24,973千円	1,003,592千円
第1項	営業費用	934,741千円	24,973千円	959,714千円

第3条 予算第10条中「212,816千円」を「238,092千円」に改める。

第4条 予算第11条中「175,643千円」を「200,616千円」に改める。

令和7年3月10日 提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第4号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第25号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年度座間味村簡易水道事業会計補正予算第4号（別紙）

【専決処分理由】

令和6年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に基づき本予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年12月27日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度座間味村簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出				
第1款	簡易水道事業費用	160,332千円	561千円	160,893千円
第1項	営 業 費 用	155,007千円	561千円	155,568千円

第3条 予算第8条中「5,694千円」を「6,255千円」に改める。

令和7年3月10日 提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第5号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村一般会計補正予算第7号（別紙）

【専決処分理由】

令和6年11月22日に閣議決定された国の総合経済対策に基づく低所得世帯への支援として、令和6年度住民税非課税世帯等へ1世帯3万円を支給（当該世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯には子ども1人2万円を加算）、また、令和6年12月13日時点で本村に住所がある中学生以下の児童を養育する世帯に対し子1人1万円を支給する家計応援給付金を実施するにあたり、本予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和7年1月31日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第7号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,203,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		97,911	6,947	104,858
	2 国庫補助金	69,376	6,947	76,323
歳入合計		2,196,685	6,947	2,203,632

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		202,250	6,947	209,197
	1 社会福祉費	147,261	5,647	152,908
	2 児童福祉費	54,974	1,300	56,274
歳出合計		2,196,685	6,947	2,203,632

議案第6号

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,581千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,209,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月10日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		97,123	1,001	98,124
	1 村民税	38,956	△512	38,444
	2 固定資産税	39,798	1,301	41,099
	5 法定外目的税	10,549	212	10,761
2 地方譲与税		7,668	40	7,708
	5 森林環境譲与税	418	40	458
5 株式等譲渡所得割交付金		208	249	457
	1 株式等譲渡所得割交付金	208	249	457
6 地方消費税交付金		22,667	2,333	25,000
	1 地方消費税交付金	22,667	2,333	25,000
7 法人事業税交付金		2,676	300	2,976
	1 法人事業税交付金	2,676	300	2,976
8 自動車取得税交付金		942	△109	833
	2 環境性能割交付金	942	△109	833
10 地方交付税		1,105,080	21,968	1,127,048
	1 地方交付税	1,105,080	21,968	1,127,048
12 使用料及び手数料		87,228	△1,892	85,336
	1 使用料	81,497	△1,862	79,635
	2 手数料	5,731	△30	5,701
13 国庫支出金		104,858	△1,062	103,796
	1 国庫負担金	27,262	620	27,882
	2 国庫補助金	76,323	△1,682	74,641
14 県支出金		277,640	△3,271	274,369
	1 県負担金	15,603	60	15,663
	2 県補助金	228,372	△2,761	225,611
	3 県委託金	33,665	△570	33,095
15 財産収入		965	15	980
	1 財産運用収入	965	15	980
16 寄附金		2,072	8,158	10,230
	1 寄附金	2,072	8,158	10,230
17 繰入金		335,064	△24,163	310,901
	2 基金繰入金	220,972	△24,163	196,809

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 諸 収 入		16,396	2,914	19,310
	4 雑 入	10,068	2,914	12,982
20 村 債		6,056	△900	5,156
	1 村 債	6,056	△900	5,156
歳 入 合 計		2,203,632	5,581	2,209,213

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		37,013	48	37,061
	1 議 会 費	37,013	48	37,061
2 総 務 費		561,199	3,278	564,477
	1 総 務 管 理 費	505,141	8,363	513,504
	2 徴 税 費	20,258	△1,041	19,217
	3 戸籍住民基本台帳費	29,800	△3,847	25,953
	4 選 挙 費	4,687	△156	4,531
	5 統 計 調 査 費	200	△41	159
3 民 生 費		209,197	21,561	230,758
	1 社 会 福 祉 費	152,908	20,575	173,483
	2 児 童 福 祉 費	56,274	986	57,260
4 衛 生 費		181,199	681	181,880
	1 保 健 衛 生 費	92,603	△63	92,540
	2 清 掃 費	88,596	744	89,340
6 農 林 水 産 費		80,556	△5,205	75,351
	1 農 業 費	16,727	△490	16,237
	2 林 業 費	42,861	△340	42,521
	3 水 産 業 費	20,968	△4,375	16,593
7 商 工 費		174,222	△9,439	164,783
	1 商 工 費	174,222	△9,439	164,783
8 土 木 費		209,117	1,855	210,972
	1 土 木 管 理 費	21,592	△313	21,279
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,725	0	36,725
	4 港 湾 費	11,412	341	11,753
	6 住 宅 費	66,841	1,910	68,751
	7 空 港 費	21,676	△83	21,593

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 消 防 費		33,623	△3,805	29,818
	1 消 防 費	33,623	△3,805	29,818
10 教 育 費		353,787	△10,935	342,852
	1 教 育 総 務 費	206,801	△7,604	199,197
	2 小 学 校 費	61,488	△1,814	59,674
	3 中 学 校 費	6,484	△141	6,343
	4 幼 稚 園 費	38,988	△1,124	37,864
	5 社 会 教 育 費	4,744	12	4,756
	6 保 健 体 育 費	35,282	△264	35,018
13 諸 支 出 金		211,746	7,542	219,288
	2 公 営 企 業 費	211,746	7,542	219,288
歳 出 合 計		2,203,632	5,581	2,209,213

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金額（千円）
3 民生費	1 社会福祉総務費	R 6 低所得者支援給付金	5,010
		こども加算（R 6 低所得者）	600
6 農林水産費	2 林業費	座間味村森林体験交流促進施設改修	10,529
		森林体験交流促進施設改修工事管理委託業務	154
8 土木費	2 道路維持費	無電柱化設計委託業務	4,232
	3 河川費	座間味ダム改修事業負担金	2,648
	6 住宅費	慶留間第1 団地改修工事	20,436
		座間味第6 団地（阿真）修繕	1,813
合 計			45,422

議案第7号

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		33,111	△222	32,889
	1 国民健康保険税	33,111	△222	32,889
7 県支出金		146,591	2,700	149,291
	1 県補助金	146,591	2,700	149,291
10 繰入金		35,251	20,011	55,262
	1 一般会計繰入金	35,251	20,011	55,262
歳入合計		217,928	22,489	240,417

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		17,620	478	18,098
	1 総務管理費	17,592	478	18,070
2 保険給付金		135,740	23,701	159,441
	1 療養諸費	105,186	20,701	125,887
	2 高額療養費	28,543	3,000	31,543
3 国民健康保険事業納付金		59,535	△1,550	57,985
	1 医療給付費分	39,244	△817	38,427
	2 後期高齢者支援金等分	13,533	△706	12,827
	3 介護納付金分	6,758	△27	6,731
6 保健事業費		2,532	△140	2,392
	2 保健事業費	616	△140	476
歳出合計		217,928	22,489	240,417

議案第8号

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第6号）

第1条 令和6年度座間味村船舶事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村船舶事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文なお書き中「1,500千円」を「3,000千円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	船舶運航事業収益	1,089,230千円	1,336千円	1,090,566千円
第1項	営 業 収 益	668,704千円	10,330千円	679,034千円
第2項	営 業 外 収 益	420,526千円	△8,994千円	411,532千円
支 出				
第1款	船舶運航事業費用	1,003,592千円	86,190千円	1,089,782千円
第1項	営 業 費 用	959,714千円	86,190千円	1,045,904千円

第3条 予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額216,876千円は引継金179,523千円及び当年度損益勘定留保資金37,353千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資 本 的 収 入	1,500千円	△1,500千円	0千円
第1項	企 業 債	1,500千円	△1,500千円	0千円

第4条 予算第4条の2中「133,207千円及び39,338千円」を「158,275千円及び30,216千円」に改める。

第5条 予算第10条中「238,092千円」を「233,242千円」に改める。

第6条 予算第12条を削る。

令和7年3月10日 提出

沖縄県座間味村長 宮 里 哲

議案第9号

座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

座間味村職員定数条例（昭和47年条例第10号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員定数条例（昭和47年条例第10号）の一部を改正する条例について議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

現在の定数では適正な要員数を満たしておらず、法令で定めている休日を取得する事が困難であることから改正するものである。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第1号

座間味村職員定数条例（昭和47年座間味村条例第10号）の一部を改正する条例について

座間味村職員定数条例（昭和47年座間味村条例第10号）の一部を次のように改める。

第2条第2項中

「村長の事務部局の職員」職員（保健師を含む。）33人その他職員22名（海事職）を「村長の事務部局の職員」職員（保健師を含む。）33人その他職員23名（海事職）に改める。

附 則 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

議案第10号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例24号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

令和6年度人事院勧告に伴い、給与を改定する本村の一般職との均衡を考慮し座間味村議会の議員の期末手当に係る支給割合を引き上げる措置を講ずるため本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第2号

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改める。

第1条 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年座間味村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第1条 座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する分については、100分の170、12月に支給する分については、100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用させる場合には、第1条の規定による改正前の座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第11号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例26号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

(提案理由)

令和6年度人事院勧告に伴い、給与を改定する本村の一般職との均衡を考慮し特別職の議員の期末手当に係る支給割合を引き上げる措置を講ずるため、本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第3号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改める。

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する分については、100分の170、12月に支給する分については、100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用させる場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第12号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

令和6年度人事院勧告に基づく給与の見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。
これが本議案を提案する理由である。

条例第4号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第4条の2に次の1項を加える。

- 2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数とする。

第10条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養たる父母等」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族（「以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第10条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

第10条の2第1項第3号中「特定期間」を「当該期間」に改める。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「第3号、第2項、第3項及び第5項において」を加え、同条第2項第1号中「職員」の次に「支給単位期間につき、」を加え、「その者の1箇月の通勤に要する」を「当該職員の支給単位期間の通勤に要する」に改め、「以下」を「次項及び第5項において」に改め、「（その額が40,000円を超えるときは、その額と40,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を40,000円に加算した額）」を削り、同項第3号中「運賃等相当額及び」を「前2号に定める額、第1号に定める額又は」に、「掲げ」を「定め」に改め、「の合計額（その額が40,000円を超えるときは、その額と40,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を40,000円に加算した額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額」を削り、同条に次の7項を加える。

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住所（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む）からの通勤のため、高速自動車国道、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「高速自動車国道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（高速自動車国道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位の月数を除して得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の2第1項中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を、「勤務」の次に「を」を加え、同条第3項中「2」を「3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による勤務1回につき8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項ただし書中「ただし、」を「（」に、「同」を「前2」に改め、「額」の次に「）」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定め

る額

第17条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第25条に次の1項を加える。

- 2 第4条第1項から第9項まで、第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1の1の表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500

19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800

再任 用職 員以 外の 職員	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	

	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
	86	256, 000	297, 100	346, 000		
	87	256, 300	297, 400	346, 400		
	88	256, 600	297, 700	346, 800		
	89	256, 900	298, 000	347, 000		
	90	257, 200	298, 300	347, 400		
	91	257, 500	298, 600	347, 800		
	92	257, 800	299, 000	348, 200		
	93	258, 100	299, 200	348, 400		
	94		299, 400	348, 800		
	95		299, 700	349, 200		
	96		300, 100	349, 500		
	97		300, 300	349, 800		
	98		300, 600	350, 200		
	99		301, 000	350, 600		
	100		301, 400	351, 000		
	101		301, 600	351, 500		
	102		301, 900	351, 900		
	103		302, 200	352, 300		
	104		302, 500	352, 700		
	105		302, 700	353, 200		
	106		303, 000	353, 600		
	107		303, 300	353, 900		
	108		303, 600	354, 200		
	109		303, 800	354, 700		
	110		304, 200			
	111		304, 600			
	112		304, 900			
	113		305, 100			
	114		305, 300			

再任用職員	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２２条に規定する職員を除く。

別表第１の２の表を次のように改める。

別表第１の２（第３条関係）

行政職給料表（単労）

職員 の区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2		187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3		189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4		190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5		192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6		194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7		195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8		197,400	233,200	255,000	284,900	316,500

9	199, 000	234, 000	256, 100	285, 500	317, 600
10	200, 500	234, 700	257, 100	286, 100	318, 700
11	202, 000	235, 400	258, 000	286, 700	319, 800
12	203, 500	236, 100	258, 500	287, 200	320, 900
13	205, 000	236, 800	259, 100	287, 700	321, 900
14	206, 500	237, 400	259, 500	288, 200	323, 000
15	208, 000	238, 000	259, 900	288, 700	324, 100
16	209, 500	238, 600	260, 400	289, 100	325, 200
17	211, 000	239, 200	260, 900	289, 500	326, 200
18	212, 400	239, 800	261, 400	289, 900	327, 300
19	213, 800	240, 400	261, 900	290, 300	328, 400
20	215, 200	240, 900	262, 500	290, 700	329, 400
21	216, 600	241, 400	263, 300	291, 100	330, 400
22	217, 700	241, 900	263, 900	291, 500	331, 400
23	218, 800	242, 400	264, 500	291, 900	332, 400
24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300	333, 400
25	220, 900	243, 400	266, 100	292, 700	334, 400
26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100	335, 300
27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500	336, 400
28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900	337, 400
29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300	338, 400
30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800	339, 400
31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300	340, 400
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800	341, 300
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300	342, 200
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800	343, 100
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300	344, 000
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800	344, 900
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300	345, 800
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000	346, 800
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600	347, 800
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700

	41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
	42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
	43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
	44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
	45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
	46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
	47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
	48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
	49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
	50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
	51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
	52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
	53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
	54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
	55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
	56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
	57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
	58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
	59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
	60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
以再 外任 の用 職職 員員	61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
	62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
	63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
	64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
	65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
	66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
	67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
	68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
	69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
	70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
	71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
	72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	

73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	
99	249, 500	268, 600	304, 000	
100	249, 700	268, 900	304, 300	
101	249, 900	269, 100	304, 600	
102	250, 200	269, 300	305, 000	
103	250, 500	269, 600	305, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	

	137		278, 100			
再任用職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207, 300	242, 700	283, 800	310, 900	336, 200	359, 800
	2	209, 000	245, 700	284, 800	312, 700	337, 000	360, 900
	3	210, 700	248, 600	285, 800	314, 400	337, 800	361, 900
	4	212, 300	251, 500	286, 700	315, 500	338, 500	362, 400
	5	213, 800	254, 400	287, 600	316, 400	339, 200	362, 900
	6	216, 500	256, 400	288, 500	317, 400	339, 700	363, 800
	7	219, 200	258, 400	289, 400	318, 400	340, 200	364, 600
	8	221, 800	260, 300	290, 300	319, 400	340, 700	365, 300
	9	224, 400	262, 200	291, 300	320, 300	341, 200	366, 000
	10	226, 600	263, 700	292, 500	321, 300	341, 700	366, 900
	11	228, 700	265, 200	293, 700	322, 300	342, 200	367, 700
	12	230, 800	266, 600	294, 800	323, 300	342, 600	368, 400
	13	232, 900	268, 000	295, 900	324, 200	343, 000	369, 100
	14	234, 700	269, 000	297, 100	324, 800	343, 400	370, 000
	15	236, 500	269, 800	298, 300	325, 400	343, 800	370, 900
	16	238, 100	270, 500	299, 400	325, 900	344, 200	371, 800
	17	239, 600	271, 000	300, 500	326, 400	344, 600	372, 700
	18	241, 200	271, 600	301, 500	326, 900	344, 900	373, 600
	19	242, 800	272, 100	302, 500	327, 400	345, 200	374, 500
	20	244, 300	272, 600	303, 600	327, 900	345, 500	375, 300

	21	245,800	273,100	304,700	328,400	345,800	376,100
	22	247,100	273,900	305,800	328,800	346,100	377,000
	23	248,300	274,600	306,900	329,200	346,400	377,900
	24	249,500	275,300	307,900	329,600	346,700	378,700
	25	250,600	276,000	308,800	330,000	347,000	379,500
	26	251,700	276,700	309,600	330,300	347,300	380,200
	27	252,800	277,400	310,400	330,600	347,600	380,900
	28	253,800	278,100	311,200	330,900	347,800	381,600
	29	254,800	278,800	312,000	331,200	348,000	382,300
	30	255,700	279,700	312,800	331,500	348,300	383,000
	31	256,600	280,600	313,600	331,800	348,600	383,600
	32	257,400	281,100	314,400	332,100	348,800	384,200
	33	258,200	281,600	315,200	332,400	349,000	384,800
	34	259,000	282,100	316,000	332,700	349,300	385,400
	35	259,800	282,600	316,800	333,000	349,600	386,000
	36	260,500	283,100	317,500	333,300	349,800	386,600
	37	261,200	283,600	318,200	333,600	350,000	387,200
	38	261,900	284,100	319,000	333,900	350,300	388,000
	39	262,600	284,700	319,700	334,200	350,600	388,800
	40	263,200	285,300	320,400	334,400	350,800	389,600
	41	263,800	285,900	321,100	334,600	351,000	390,400
	42	264,400	286,400	321,800	334,900	351,300	391,300
	43	265,000	287,000	322,500	335,200	351,600	392,000
	44	265,600	287,600	323,100	335,400	351,800	392,700
	45	266,200	288,200	323,700	335,600	352,000	393,500
	46	266,800	288,800	324,200	335,900	352,300	394,200
	47	267,400	289,400	324,700	336,200	352,600	394,900
	48	268,000	290,000	325,100	336,400	352,800	395,600
	49	268,600	290,500	325,500	336,600	353,000	396,500
	50	269,200	291,100	325,800	336,900	353,300	397,300
	51	269,800	291,700	326,100	337,200	353,600	398,100
	52	270,400	292,300	326,400	337,400	353,800	398,800

以再 外任 の用 職職 員員	53	270,900	292,800	326,700	337,600	354,000	399,300
	54	271,400	293,300	327,000	337,900	354,300	400,000
	55	271,900	293,800	327,300	338,200	354,600	400,600
	56	272,400	294,300	327,600	338,400	354,800	401,300
	57	272,900	294,800	327,900	338,600	355,000	401,900
	58	273,400	295,200	328,200	338,900	355,300	402,400
	59	273,900	295,600	328,500	339,200	355,600	402,800
	60	274,300	296,000	328,700	339,400	355,800	403,200
	61	274,700	296,400	328,900	339,600	356,000	403,900
	62	275,000	296,800	329,200	339,900	356,300	
	63	275,300	297,200	329,500	340,200	356,600	
	64	275,500	297,500	329,700	340,400	356,800	
	65	275,700	297,800	329,900	340,600	357,000	
	66	276,000	298,200	330,200	340,900	357,300	
	67	276,300	298,600	330,500	341,200	357,600	
	68	276,500	298,900	330,700	341,400	357,800	
	69	276,700	299,200	330,900	341,600	358,000	
	70	277,000	299,500	331,200	341,800	358,300	
	71	277,200	299,800	331,500	342,000	358,600	
	72	277,400	300,100	331,700	342,200	358,800	
	73	277,700	300,400	331,900	342,600	359,000	
	74		300,700	332,200	342,800	359,300	
	75		301,000	332,500	343,100	359,600	
	76		301,200	332,700	343,400	359,800	
	77		301,400	332,900	343,600	360,000	
	78		301,700	333,200	343,900	360,300	
	79		302,000	333,500	344,200	360,600	
	80		302,200	333,700	344,400	360,800	
	81		302,400	333,900	344,600	361,000	
	82		302,700	334,200	344,900	361,300	
	83		303,000	334,400	345,200	361,600	
	84		303,200	334,600	345,400	361,800	

	85		303, 400	334, 900	345, 600	362, 000	
	86		303, 700	335, 200	345, 900		
	87		304, 000	335, 400	346, 200		
	88		304, 200	335, 700	346, 400		
	89		304, 400	335, 900	346, 600		
	90		304, 600	336, 100	346, 800		
	91		304, 900	336, 400	347, 100		
	92		305, 200	336, 700	347, 300		
	93		305, 400	336, 900	347, 600		
	94		305, 700	337, 200	347, 900		
	95		306, 000	337, 400	348, 200		
	96		306, 200	337, 700	348, 400		
	97		306, 400	337, 900	348, 600		
	98		306, 600	338, 100	348, 900		
	99		306, 800	338, 300	349, 200		
	100		307, 100	338, 500	349, 400		
	101		307, 400	338, 900	349, 600		
	102		307, 700	339, 100	350, 000		
	103		307, 900	339, 300	350, 200		
	104		308, 100	339, 600	350, 400		
	105		308, 400	339, 900	350, 600		
	106			340, 100			
	107			340, 400			
	108			340, 700			
	109			340, 900			
再任 用職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219, 400	234, 300	236, 300	258, 400	287, 400	317, 500

備考：この表は、船舶に乗り組む職員で規則に定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900

28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	

再任用職員以外の職員	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
	86	286,100	312,900	350,700	369,600	
	87	286,600	313,900	351,500	370,200	
	88	287,100	314,900	352,300	370,700	
	89	287,600	315,800	352,900	371,000	
	90	288,100	316,900	353,500	371,500	
	91	288,600	317,900	354,100	371,900	

92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000
110	297, 600	328, 500	362, 600	
111	297, 800	328, 800	363, 100	
112	298, 100	329, 100	363, 500	
113	298, 400	329, 400	363, 900	
114	298, 600	329, 800	364, 300	
115	298, 900	330, 100	364, 800	
116	299, 100	330, 400	365, 300	
117	299, 400	330, 600	365, 700	
118	299, 700	330, 900	366, 200	
119	300, 000	331, 200	366, 700	
120	300, 300	331, 400	367, 200	
121	300, 600	331, 600	367, 500	
122	301, 000	331, 900		
123	301, 300	332, 200		

124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				
134	304,500	335,300				
135	304,800	335,700				
136	305,100	336,100				
137	305,300	336,400				
138	305,600	336,800				
139	305,900	337,200				
140	306,200	337,600				
141	306,400	337,900				
142	306,800	338,300				
143	307,200	338,600				
144	307,500	339,000				
145	307,700	339,300				
146	307,900	339,700				
147	308,200	340,100				
148	308,600	340,500				
149	308,800	340,800				
150	309,000	341,200				
151	309,300	341,600				
152	309,600	342,000				
153	310,000	342,300				
154	310,200					
155	310,400					

	156	310,700					
	157	311,000					
	158	311,300					
	159	311,600					
	160	311,900					
	161	312,300					
	162	312,600					
	163	312,900					
	164	313,200					
	165	313,600					
	166	313,900					
	167	314,200					
	168	314,500					
	169	314,900					
再 任 用 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900
備考 この表は、保健師・看護師・准看護師その他の職員として規則で定めるものに適用する。							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において座間味村職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者は属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例(以下、「改正後給与条例」という。)第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

5 改正後給与条例第12条第4項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までにこの条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(再任用職員の期末手当・勤勉手当に関する遡及適用)

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における給与条例第19条の規定の適用については、同条第3項中 特定幹部職員以外の職員 6月に支給する場合においては「100分の70」とあるのは「100分の68.75」とする。12月に支給する場合においては「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

特定幹部職員 6月に支給する場合においては「100分の60」とあるのは「100分の58.75」とする。12月に支給する場合においては「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

給与条例20条の規定の適用については、同条第2項第2号中 特定幹部職員以外の職員は「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。特定幹部職員は、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

議案第13号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年座間味村条例41号)の一部を改正する条例について地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

令和6年度人事院勧告に基づく給与の見直しの実施により本条例の一部を改正する必要がある。

これが本議案を提案する理由である。

条例第 5 号

座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

行政職給料表（単労職）

給与表別表第 1

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	185,700	227,700
	2	187,400	228,500
	3	189,100	229,300
	4	190,800	230,100
	5	192,500	230,800
	6	194,200	231,600
	7	195,800	232,400
	8	197,400	233,200
	9	199,000	234,000
	10	200,500	234,700
	11	202,000	235,400
	12	203,500	236,100
	13	205,000	236,800
	14	206,500	237,400
	15	208,000	238,000
	16	209,500	238,600
	17	211,000	239,200
	18	212,400	239,800
	19	213,800	240,400
	20	215,200	240,900
	21	216,600	241,400
	22	217,700	241,900
	23	218,800	242,400
	24	219,900	242,900
	25	220,900	243,400
	26	221,800	243,900

	27	222, 700	244, 300
	28	223, 600	244, 800
	29	224, 500	245, 400
	30	225, 300	245, 900
	31	226, 100	246, 400
	32	226, 900	246, 800
	33	227, 700	247, 200
	34	228, 400	247, 700
	35	229, 100	248, 200
	36	229, 800	248, 600
	37	230, 500	249, 000
	38	231, 100	249, 500
	39	231, 700	250, 000
	40	232, 300	250, 400
	41	233, 000	250, 800
	42	233, 500	251, 300
	43	234, 000	251, 800
	44	234, 500	252, 200
	45	235, 000	252, 600
	46	235, 400	253, 000
	47	235, 800	253, 400
	48	236, 200	253, 800
	49	236, 600	254, 200
	50	236, 900	254, 600
	51	237, 200	255, 000
	52	237, 500	255, 400
	53	237, 800	255, 800
	54	238, 100	256, 200
	55	238, 400	256, 600
	56	238, 700	257, 000
	57	238, 900	257, 300
	58	239, 200	257, 700
	59	239, 500	258, 100
再任用	60	239, 700	258, 400
職員	61	239, 900	258, 700
以外の	62	240, 200	259, 100
職員	63	240, 500	259, 500
	64	240, 700	259, 800
	65	240, 900	260, 100
	66	241, 200	260, 400

67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700
72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400
83	245, 400	264, 700
84	245, 700	264, 900
85	245, 900	265, 100
86	246, 100	265, 300
87	246, 400	265, 600
88	246, 700	265, 900
89	246, 900	266, 100
90	247, 200	266, 300
91	247, 500	266, 600
92	247, 700	266, 800
93	247, 900	267, 100
94	248, 200	267, 400
95	248, 500	267, 700
96	248, 700	267, 900
97	248, 900	268, 100
98	249, 200	268, 400
99	249, 500	268, 600
100	249, 700	268, 900
101	249, 900	269, 100
102	250, 200	269, 300
103	250, 500	269, 600
104	250, 700	269, 900
105	250, 900	270, 100
106		270, 300

	107		270,600
	108		270,800
	109		271,100
	110		271,400
	111		271,700
	112		271,900
	113		272,100
	114		272,400
	115		272,600
	116		272,800
	117		273,100
	118		273,400
	119		273,700
	120		273,900
	121		274,100
	122		274,300
	123		274,600
	124		274,900
	125		275,100
	126		275,300
	127		275,600
	128		275,900
	129		276,100
	130		276,300
	131		276,600
	132		276,900
	133		277,100
	134		277,300
	135		277,600
	136		277,900
	137		278,100
再任用 職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 197,900	円 209,000

別表第3（第4条関係）

海事職給料表

給与表別表第2

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
	1	207,300	242,700
	2	209,000	245,700
	3	210,700	248,600
	4	212,300	251,500
	5	213,800	254,400
	6	216,500	256,400
	7	219,200	258,400
	8	221,800	260,300
	9	224,400	262,200
	10	226,600	263,700
	11	228,700	265,200
	12	230,800	266,600
	13	232,900	268,000
	14	234,700	269,000
	15	236,500	269,800
	16	238,100	270,500
	17	239,600	271,000
	18	241,200	271,600
	19	242,800	272,100
	20	244,300	272,600
	21	245,800	273,100
	22	247,100	273,900
	23	248,300	274,600
	24	249,500	275,300
	25	250,600	276,000
	26	251,700	276,700
	27	252,800	277,400
	28	253,800	278,100
	29	254,800	278,800
	30	255,700	279,700
	31	256,600	280,600
	32	257,400	281,100

	33	258,200	281,600
	34	259,000	282,100
	35	259,800	282,600
	36	260,500	283,100
	37	261,200	283,600
	38	261,900	284,100
	39	262,600	284,700
	40	263,200	285,300
	41	263,800	285,900
	42	264,400	286,400
	43	265,000	287,000
	44	265,600	287,600
	45	266,200	288,200
	46	266,800	288,800
	47	267,400	289,400
	48	268,000	290,000
	49	268,600	290,500
	50	269,200	291,100
	51	269,800	291,700
	52	270,400	292,300
	53	270,900	292,800
	54	271,400	293,300
	55	271,900	293,800
	56	272,400	294,300
	57	272,900	294,800
	58	273,400	295,200
	59	273,900	295,600
再任用職員	60	274,300	296,000
以外の職員	61	274,700	296,400
	62	275,000	296,800
	63	275,300	297,200
	64	275,500	297,500
	65	275,700	297,800
	66	276,000	298,200
	67	276,300	298,600
	68	276,500	298,900
	69	276,700	299,200
	70	277,000	299,500
	71	277,200	299,800
	72	277,400	300,100

73	277,700	300,400
74		300,700
75		301,000
76		301,200
77		301,400
78		301,700
79		302,000
80		302,200
81		302,400
82		302,700
83		303,000
84		303,200
85		303,400
86		303,700
87		304,000
88		304,200
89		304,400
90		304,600
91		304,900
92		305,200
93		305,400
94		305,700
95		306,000
96		306,200
97		306,400
98		306,600
99		306,800
100		307,100
101		307,400
102		307,700
103		307,900
104		308,100
105		308,400
106		
107		
108		
109		

再任用職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 219,400	円 234,300

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切り替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において座間味村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第2から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給に応じて同表に定める号給とする。

議案第14号

座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和7年3月10日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村地域総合施設を適正利用するにあたり、設置の目的を明確にするため本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第6号

座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村地域総合施設の設置及び管理に関する条例（令和3年条例第13号）の一部を次のように改める。

第1条中「るものとする」を「、1次産業の振興、雇用機会の創出及び地域の活性化に寄与することを目的とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村使用料条例に関する条例（昭和 47 年条例第 36 号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 10 日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

座間味村地域総合施設を適正利用するにあたり、使用料を改定及び新たに設定するため本条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第 7 号

座間味村使用料条例の一部を改正する条例について

座間味村使用料条例に関する条例（昭和 47 年条例第 36 号）の一部を次のように改める。

別表第 2 の表中「鮮魚店」を「1 階ホール」に、「25,470 円」を「44,000 円」に改め、同表に次の表を加える。

地域総合施設（1 階会議室）	月額	22,000
地域総合施設（2 階会議室）	月額	22,000

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明は終わります。

日程第 8．議案第 1 号 専決処分の承認について（令和 6 年度座間味村一般会計補正予算（第 6 号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第6号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第1号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認されました。

日程第9．議案第2号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第2号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

日程第10．議案第3号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第5号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

4ページをお願いします。全協のときにもお伺いしたんですが、この給与費補正明細書の中にある手当の部分です。手当の内訳を見ると住居手当のほうがマイナス11万円で計上されていますが、全協のときにお伺いしたこの住居手当、船舶職員の中に公共の建物に住んでいる方はいますか。その方への住居手当は、こちらに記載されている住居手当に含まれますかという質問をしました。再度伺います。お願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

公営住宅に住んでいるかという質疑ですが、まず船員のほうには住んでいる方はおりません。皆さん本島にいますので住んでおりません。職員につきましては、4名中3名が公営住宅に入居しております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

すみません、質疑の仕方が間違えていました。この船員たちは、恐らく皆さん那覇に住んでいますよね。この方々の中に沖縄本島のほうで公営住宅に住まわれている方はいますか。その中に家賃手当が出ている方はいますかという質疑です。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

船員22名のうち公営住宅に住んでいる方はいません。アパートか持家となっております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

この住居手当はその方々に対するもののみということですね。先ほど言った職員の中で村内に住まわれている方がいると。その方々への住居手当は発生していますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

公営住宅に住まわれている方の住居手当は、手当としては出ておりません。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに。ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第5号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第3号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第4号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第4号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４号 専決処分の承認について（令和６年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第４号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第４号 専決処分の承認について（令和６年度座間味村簡易水道事業会計補正予算（第４号））は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平喜文）

再開します。

お諮りします。ただいま宮里村長から、議案第５号 専決処分の承認について（令和６年度座間味村一般会計補正予算（第７号））が提出されました。

これを本日の日程に追加し、日程第１２の議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。よって議案第５号を日程に追加し、追加日程１２とし議題とすることを決定します。

日程第１２．議案第５号 専決処分の承認について（令和６年度座間味村一般会計補正予算（第７号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５号 専決処分の承認について（令和６年度座間味村一般会計補正予算（第７号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第５号 専決処分の承認について（令和６年度座間味村一般会計補

正予算（第7号）は、原案のとおり承認されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会します。

散 会（午後4時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 又 吉 文 江